

# 地方からの提案個票

## <関係府省第2次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
5	資格付与者の見直し	1
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	21
1	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止	24
17	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	34
11	保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し	37
27	国民健康保険関係事務の見直し	44
4	国への返還金に関する取扱いの見直し(国民健康保険 診療報酬)	62
16	障害者支援施設における設備基準等の見直し	67
4	国への返還金に関する取扱いの見直し(自立支援給付費等)	70

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	218	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととする

## 提案団体

福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

行政書士は、都道府県の区域内に限らず全国で通用する国家資格であり、その試験事務については、行政書士法において、「自治大臣が、毎年一回以上行う。」とした上で、「自治大臣は、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県知事に委任するものとする。」とされていた。

その後、地方分権一括法による行政書士法の一部改正により、全国で通用する国家資格であることには変わらないものの、「試験問題の難易度を客観的に判断できること」、「書類の受け手の判断を反映できること」などの理由から、試験事務は、平成12年度から都道府県の自治事務と整理された。

併せて、試験事務は、問題作成、採点、試験会場の確保、試験監督などかなりの負担であったことから、「指定試験機関に委任することができる」旨の規定が行政書士法に置かれ、現在全ての都道府県知事が、試験事務を指定試験機関に委任している。

## 【支障事例】

特に、試験事務のうち合格の決定に関する事務が、総務省令(行政書士法施行規則)により指定試験機関への委任対象から除かれていることから、毎年度、都道府県と指定試験機関との間で、受験者に係る個人情報の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取扱いを要する事務が発生している。

また、都道府県と指定試験機関との間のやり取りにより、指定試験機関から合格者への行政書士試験合格証の発送に時間がかかることにもつながっている。

## 【制度改正の必要性】

合格の決定に関する事務の中心は、試験問題の難易度を判断し、合格基準を設定することにあるが、試験問題の作成に全く関与していない都道府県知事が試験の合格基準を独自に設定することは困難であり、現状として、試験問題を作成した指定試験機関の設定する合格基準を形式的に追認する形となっている。

合格決定を含む試験事務は、全国で通用する国家資格に関する事務であり、全都道府県が指定試験機関に委任している現状においては、都道府県の自治事務と位置付ける必要性は乏しいと考えられる。

## 【支障の解決策】

国が一括処理した方が効率的な事務として、試験事務を「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととすることで、支障が解決すると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

毎年度、都道府県と指定試験機関との間で発生している受験者に係る個人情報を含む書類の郵送、行政書士試験合格証への大量の押印、行政書士試験合格証の郵送など、慎重な取り扱いを要する事務が削減される。また、指定試験機関による合格者への行政書士試験合格証の発送時期が早期化できる。このように、制度改正により業務の効率化及び合格者の利便性の向上につながる。

## 根拠法令等

行政書士法第3条第2項、第4条第1項、行政書士法施行規則第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、栃木県、滋賀県、徳島県

—

## 各府省からの第1次回答

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

現在、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）は、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上すると考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③行政書士試験合格証への大量の押印及び行政書士試験合格者証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都道府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

行政書士試験の施行に関する事務は、試験合格者の資格が全国通用すると改められた昭和58年の行政書士法改正の際、試験の実施者が都道府県知事から自治大臣に改められ、自治大臣の包括的な指揮監督権の下、

国の事務(機関委任事務)として都道府県知事が処理するものとされた。

その後、地方分権一括法による平成11年の行政書士法改正により、今回回答に記載されているような理由により、都道府県の事務(自治事務)と整理されたものであるが、試験問題の作成などの事務を指定試験機関に委任するようになってから25年以上経過した現在となつては、専門的な知識や技術の蓄積は失われ、都道府県において実質的な判断をすることは困難となっており、合格の決定に関する事務を都道府県の事務(自治事務)と位置付ける妥当性は乏しい。

また、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士および海事代理士といった全国通用する他の国家試験は全て国が行うものとされており、行政書士試験のみを都道府県の事務(自治事務)とする取扱いについて、他の国家資格を踏まえてご検討いただきたい。

なお、現在、行政書士試験合格証には都道府県知事印と併せて総務大臣印が押印されているが、これが、全国通用する資格試験として合格者の資格に正統性を持たせるといふ観点で行われているとすれば、より一層、国の事務とすることが適当であると考えらる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政書士試験の実施事務は、現在すべての都道府県が(一財)行政書士試験研究センターに委任している。しかし、合格決定事務は委任できないため、合格証の作成・送付業務をはじめ、各都道府県の業務負担は非常に大きい。これらの試験事務を国が一括して処理する仕組みに見直すことで、試験事務全体の効率化や受験者の利便性の更なる向上が図られる。また、弁護士等の他の主要な国家資格試験は国が実施していることとの均衡を図る観点からも、本提案の確実な実現を強く求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととする事については、行政書士試験は、昭和26年の行政書士法の制定当初から一貫して都道府県知事が行ってきた(昭和26年の行政書士法の制定当初は都道府県知事が実施することとされていた。その後、昭和58年に行政書士試験の合格資格が全国通用することとされた際に、行政書士試験は自治大臣が実施することとされたが、試験の施行に関する事務は引き続き都道府県知事に委任することができる(機関委任事務)こととされた。)ことや、平成11年の地方分権一括法において、自治大臣の機関委任事務とされていたものが都道府県の自治事務とされた経緯等を踏まえる必要があることに加え、仮に、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県から国へ移管した場合には、資格の付与者と行政書士又は行政書士法人に対する懲戒・監督の権限を有する者が異なることとなり制度として妥当でないこと、行政書士は、主として当該地域の官公署に提出する書類の作成を担う地域に密着した資格であることも踏まえると、都道府県が事務を担うことが適当であること等から、慎重に検討する必要があると考えている。

その上で、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、「合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか」との指摘がなされたことを踏まえ、都道府県における負担軽減等の

観点から、「合格の決定に関する事務」も含めて研究センターに委任することができるようにすることについて、関係者との合意形成を図ってまいりたい。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁・こども家庭庁・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・  
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 第2次回答

管理 番号	277	重点募集 テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

## 提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国统一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

## 具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国统一での資格試験の実施など、事実上全国统一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思われる。

## 【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。

あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

・調理師：試験申込件数-218件/年、新規・書換え・再交付件数-492件/年、年間作業時間-約295時間

・製菓衛生師：試験申込件数-89件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61件/年、年間作業時間-約62時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法(家畜商)】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法(人工授精師)】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものとする。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続ができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

##### 【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示していただきたい。

##### 【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

##### 【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

回答については別紙。

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
警備員指導教育責任者	警察庁	<p>警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。</p> <p>当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。</p> <p>また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。</p> <p>なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。</p>	<p>「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警察が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。）</p> <p>警備員指導教育責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警察が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、警備員に指導・教育を行う立場にある警備員指導教育責任者についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。</p> <p>国家資格である警備員指導教育責任者資格者証の取得に当たって、警備員は警備員指導教育責任者講習を受講しなければならず、各都道府県警察では、講習の実施に関する事務のほか、受講時における当該警備員の警備業務の従事期間、合格証明書等の保有状況等による受講要件該当性や資格者証の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。</p> <p>そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、警備員指導教育責任者に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>
機械警備業務管理者	警察庁	<p>警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。</p> <p>当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。</p> <p>また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。</p> <p>なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。</p>	<p>「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警察が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。）</p> <p>機械警備業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警察が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、機械警備業務に従事する警備員に対して指導・監督する立場にある機械警備業務管理者についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。</p> <p>国家資格である機械警備業務管理者資格者証の取得に当たって、警備員は機械警備業務管理者講習を受講しなければならず、各都道府県警察では、講習の実施に関する事務のほか、受講後の資格者証の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。</p> <p>そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、機械警備業務管理者に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
<p>警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者</p>	<p>警察庁</p>	<p>警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。</p> <p>当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。</p> <p>また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増大等、検定の受検希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。</p> <p>なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。</p>	<p>「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警察が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。）</p> <p>警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求めている。</p> <p>また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。</p> <p>なお、国が検定を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>警備業は、人の生命、身体、財産を守る業務を主としており、警備業務の実施の適正を図るため、警備業者及び警備員については警備業法により欠格事由が規定されているところ、空港保安警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務等の特定の種別の警備業務において配置基準が規定されている一級検定合格警備員及び二級検定合格警備員についても、その適格性を厳格に審査する必要がある。</p> <p>国家資格である合格証明書の取得に当たって、各都道府県警察が実施する検定の受験又は登録講習機関が行う講習会の受講が必要であり、各都道府県警察では、検定の実施に関する事務のほか、受験時における受験者の警備業務の従事期間、合格証明書の保有状況等による受験資格該当性や受験後の合格証明書の交付申請における欠格事由該当性に関する審査事務を行っており、具体的には書面審査、前科照会、部内資料の確認のほか、必要に応じて家族、知人、警備業者等への聞き込みなどを実施している。</p> <p>そのため、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて各警備業者に指導監督を実施している都道府県警察が当該資格に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、各警備業者の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することとなれば、現在よりも審査事務が非効率なものとなり、法目的の達成が困難になるおそれがあり、ひいては警備業を利用する国民が不利益を被る可能性も考えられる。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要なかつ適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、検定合格警備員に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
射撃指導員	警察庁	<p>都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。その際、猟銃等の所持許可を2年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要があり、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。</p> <p>さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければならない、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。</p> <p>射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。</p> <p>なお、射撃指導員の指定の申請については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。</p>	<p>「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」には、適格性を慎重に判断する必要があることは理解する。</p> <p>回答では、射撃指導員の資格事務を都道府県公安委員会が行う理由として、資格事務に係る業務量の多さや煩雑さをあげられているが、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>射撃指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、「射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくない」とあるが、本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものであり、都道府県警が射撃指導員の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないのか不明である。</p> <p>加えて、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。</p> <p>なお、回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、資格者の適格性の担保については国で責任をもって対応すべき問題である。</p>	<p>銃刀法は、銃砲等が殺傷用具としての機能を有し、凶器として各種犯罪の手段に使用される危険性があるほか、事故が発生した場合の危害も大きいことから、そのような危害を防止することをその趣旨としているところ、当該趣旨を全うするため、原則として猟銃等の所持を禁止した上で、一定の場合について、都道府県公安委員会の許可を受けて一定の規制の下に置かれることを要件として、その所持を認めるとともに、そのうち猟銃等の操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準に適合する者を、御指摘の射撃指導員に指定することができることとしている。</p> <p>猟銃等の所持許可に際しては、当該申請者の住所地等を管轄する都道府県公安委員会において、例えば是非判別能力及び行動制御能力の低下や住居不定といった欠格事由に該当しないことを実質的に確認・判断し、申請内容の真正性を確保するなど、厳格な審査を行うとともに、同法等の法令違反があった場合や許可事由に該当しなくなった際には、許可の取消し等の行政処分や取締り等を迅速かつ適正に実施している。この点、上記のとおり、所持許可と一連の制度である射撃指導員の指定に際しても、「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」、その適格性を厳格に審査する必要があるところ、各都道府県警察では、猟銃等の使用実績、法令の遵守状況、指導員としての人格見識の有無等に関する審査業務を行っており、具体的には本人に対する面接のほか、必要に応じて射撃技能の確認や筆記試験等を実施している。そのため、猟銃等の所持許可をはじめとする各種申請に係る許可等事務及び行政処分等を通じて所持者等に指導監督を実施している都道府県警察が射撃指導員の指定に係る事務を管理することで迅速かつ適正で厳格な審査が可能となる一方で、所持者等の指導監督を実施していない国が同事務のみを管理することになれば、実効的な監督を担保できず、法目的の達成が困難になるおそれがある。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をともに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、射撃指導員の指定に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>
駐車監視員資格者	警察庁	<p>当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。</p>	<p>回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>駐車監視員資格者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。</p> <p>なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>駐車監視員資格に関する業務は、駐車監視員資格の審査の実施、資格者証交付から、駐車監視員資格証の返納等の行政処分まで、一連の業務が密接に関連している。特に、駐車監視員資格の審査に当たっては、駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付けという、警察官等が行う業務を実施し、公正かつ的確な実施を期待できない者をあらかじめ排除する必要があることから、暴力団員、アルコールや薬物中毒者等の一定の欠格事由を設けているところ、資格者の審査に当たって、都道府県警察において、申請者の欠格事由を含めた各種調査を行って、資格者証の交付申請者が一定の交付要件を満たす者であるか否かを審査しており、当該調査は国で行うことが困難である。このため、一連の業務である駐車監視員資格に関する業務は、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、駐車監視員資格の審査の実施や資格者証の交付業務のみを切り離し、国に一元化することは、非効率である。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をともに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要かつ適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、駐車監視員資格に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
運転免許	警察庁	<p>運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。</p> <p>また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。</p>	<p>回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>運転免許は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や免許証を作成することは非効率である。</p> <p>なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>運転免許業務は、運転免許試験の実施、免許の交付・更新から、交通違反や交通事故があった場合の運転免許取消等の行政処分までの一連の業務が密接に関連している。こうした一連の運転免許業務と交通事故・交通違反の捜査に係る業務についても密接に関連しており、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、運転免許試験の実施や免許交付に係る業務のみを切り離し、国に一元化することは、各業務の執行の点から非効率である。また、運転免許試験の実施や免許交付・更新に係る業務には、運転免許試験や免許交付・更新等の業務をどこで実施するかが利用者にとって妥当であるかといった判断も含まれるが、当該判断については、各都道府県警において各都道府県の実情を踏まえ実施することが、県民への利便性の高い行政サービス提供の点からも適当である。</p> <p>さらに、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要な適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、運転免許業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>
技能検定員・教習指導員	警察庁	<p>技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。</p> <p>また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。</p>	<p>回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>技能検定員及び教習指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。</p> <p>なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。</p>	<p>技能検定員・教習指導員資格に関する業務は、技能検定員・教習指導員の審査の実施、資格者証交付から、教習所の水準維持・向上のための指定教習所に対する立ち入り検査等の指導監督業務、各資格者証取消し等の行政処分まで、一連の業務が密接に関連している。このため、一連の業務である技能検定員・教習指導員資格に関する業務は、同一機関が一体的に担うことが効率的であって、技能検定員・教習指導員の審査の実施や資格者証の交付業務のみを切り離し、国に一元化することは、非効率である。</p> <p>また、現行警察制度は、戦後、民主的かつ能率的な警察組織を作るという見地から、警察における執行的な事務は全て都道府県の機関が行うことを基本とし、国の警察機関は、警察の制度の企画、外国警察機関との調整等、国の機関しか対応できない事務に当たるほか、国家的広域的観点から都道府県の機関に対して限られた範囲で関与する事務等に限って対応している。このように、国の機関が執行事務を行うことを前提に現行警察制度が規定されておらず、また、当該制度のあり方をもとに、国の警察機関及び都道府県の警察機関に必要な適切な人員等が配置されているところである。</p> <p>このため、技能検定員・教習指導員資格に関する業務を国に一元化することは、現在、都道府県の機関が行っている執行的な事務を国が行うこととなるが、これは、当該業務に限らず、警察制度のあり方を根本から覆すものであることから、当該要望の実現は困難である。</p>

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
保育士	こども家庭庁	<p>保育士については、児童福祉法第18条の18及び児童福祉法施行令第16条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業生については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けられるものである。保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。都道府県知事は、児童福祉法施行令第5条第1項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第6条の2の3に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。また、保育士試験についても、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要がある。一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業生や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。</p> <p>また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第18条の19の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきを確認する必要がある。保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。</p> <p>加えて、令和7年4月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報等を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待されること、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。</p> <p>以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。</p>	<p>「こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要がある」との回答だが、都道府県が行う明確な理由が示されていない。</p> <p>また、都道府県知事が保育士養成施設の指定等を行うことから、保育士の資格管理全体を行うことが適当との回答については、例えば、栄養士は養成施設を国が、資格付与者を都道府県が実施しており、必ずしも養成施設の指定と資格付与者が同一である必要はない。</p> <p>保育所等の設置認可等を都道府県が担っていることとの関連では、施設の設置認可等と資格事務を一元的に実施した方が適当とのことだが、一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。）</p> <p>保育士試験の、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要があるとの回答については、現在、同法第18条の9に基づき全国統一で一般社団法人 全国保育士養成協議会（保育士試験事務センター）が主として試験事務を行っており、県も試験実施に携わっているが、関連する一部の事務についてののみである。そのため、保育士登録事務を国が行ったこととなった場合でも支障はないものとする。</p> <p>また、保育士試験実施状況について、現状は試験事務センターから県へ報告し、県から国に報告しているが、その必要がなくなるため、効率的である。</p> <p>保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、保育士登録の取消し等を行うべきを確認する必要があることについては、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>保育士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>なお、保育士・保育所支援センターの円滑な実施については、国が資格付与者となり、保育士名簿を全国的で一元的に管理した方が、名簿登録地と居住地が異なる場合などにも速やかな資格確認を行うことが可能となることが考えられるなど、都道府県知事が付与者であり続けるよりもメリットが大きいのではないかと、システム稼働による都道府県事務の負担軽減については、オンライン申請時の添付書類（戸籍謄本等）の確認（住基ネット・戸籍情報連携システムを使用予定）、定期的な有資格者の情報確認等の事務の増加が見込まれ、負担軽減とはならず、逆に増大することが想定される。</p>	<p>保育士は児童福祉法に基づき専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であり、保育士施策については、地域住民の保育所、認定こども園等における保育や子育て支援のニーズ、課題などに応じつつ、城内の市町村と密に連携をとりながら一体的に実施されるべきものである。例えば、令和7年10月からは地域限定保育士制度が施行される予定であり、保育士の確保については、各自自治体において地域の実情に応じ、より主体的に取り組んでいただくことが求められている。このような保育士の確保方策と資格登録は、都道府県等において一体的に行うことが適当である。</p> <p>また、令和7年10月から法定化される保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士に対して職業紹介や研修の案内等を行うためには、各都道府県において管内の保育士の登録状況を把握することが必要不可欠であり、引き続き都道府県で資格管理をすることが適当である。</p> <p>その他、現行制度においては保育士養成施設の指定、保育士試験の実施、不適切事案への対応等については都道府県等で行うこととしており、相互に連携しながら統一的に運用されている。こうした運用は地域における課題への対応や現場の安全性、保育の質の向上に資するものであることから、資格の登録も含め引き続き都道府県等において一連の事務として行うことが適当である。</p> <p>このため、資格付与者を国に一元化することは困難であると考えているが、保育士試験及び資格登録事務については、それぞれ全国保育士養成協議会及び日本保育協会に全国の都道府県等が業務を委託することで事務負担軽減に努めてきたところである。今後も、引き続き事務負担の軽減に配慮していきたい。</p>
受胎調節実地指導員	こども家庭庁	<p>受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第15条及び母体保護法施行規則第9条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。</p> <p>都道府県知事は、母体保護法施行令第6条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第17条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。</p> <p>また、都道府県知事は、母体保護法施行令第1条第2項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。</p> <p>このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。</p>	<p>「講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切」との回答だが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>受胎調節指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、「医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要」とあるが、医療機関等を監督する都道府県が指導員を指定することがなぜ適切なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。）</p> <p>なお、国が実施することによる利用者の利便性低下等の懸念を示しているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、例えば地方厚生（支）局での標識交付や郵送交付などにより、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>「国家資格等情報連携・活用システム」の活用については、都道府県事務の負担軽減につながる可能性について、国での検討状況を注視したい。</p>	<p>受胎調節実地指導員は、性感染症の予防や望まない妊娠による人工妊娠中絶の防止等のため、性教育や避妊、人工妊娠中絶の影響などについて指導や情報提供等を行うこととされているが、こうした業務については、地域の特性によって課題や求められる対応策等に大きな差がある。関係する業務について、行政機関においては保健所が中心となって地域の特性等を把握しつつ地域ごとの対策を進めていることから、保健所、受胎調整実地指導員の双方が効果的に機能を発揮するためには、両者の連携関係は必要不可欠であり、都道府県が受胎調節実地指導員の指定等を行い、活動状況等を把握することは重要である。</p> <p>また、地方厚生局で運用する場合には、受胎調節実地指導員にとっては指定等の申請手続が身近な場所できなくなり利便性が低下することともに、保健所等については、上記の通り通常業務においても関連性が強いことから、関連手続が行えなくなることで、連携ができなくなる。このため、都道府県知事が受胎調節実地指導員の指定を行うことが適当であり資格付与者を国に一元化することは適当ではないと考えているが、どのような形が都道府県及び申請者の事務負担軽減につながるのかという観点から検討を進めていくことは重要と考えている。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
危険物取扱者・消防設備士	総務省	<p>危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。</p> <p>また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。</p> <p>本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。</p>	<p>危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、都道府県における事務負担は生じていない。</p> <p>一方で、免状の交付における手数料の返還手続や、県が実施する講習（≒再交付）にかかる講師や資料作成については、県が担当しており、多大な負担が生じている。</p> <p>当該資格にかかる県の事務については、国の法令に従って行うもので、県による裁量はなく、試験実施から免除発行・講習までの一連の流れを国が行うことが、合理的であると考えられるため、国への移管を前向きに検討いただきたい。</p>	<p>危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、免状の交付における手数料の返還手続については、現在、多くの都道府県が、条例において、免状が不交付となった場合でも既納の手数料は返還しない取扱いとされていると承知しており、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。</p> <p>また、講習に関する事務については、現在、全ての都道府県が、各都道府県の危険物安全協会等に対し、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。</p> <p>危険物取扱者及び消防設備士は、住民の安心・安全に関わる重要な資格であり、現在、都道府県は、消防法において裁量が認められている免状の交付の拒否や返納の命令等について、消防本部と密に連絡調整を行いながら実施していると承知している。</p> <p>こうしたことを踏まえると、1次回答のとおり、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、引き続き都道府県知事を資格付与者とすべきと考える。</p>
13 行政書士	総務省	<p>行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするものについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。</p> <p>ア 資格付与者を国に転換することについて 各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。</p> <p>「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。</p> <p>一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において可否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。</p> <p>「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。</p> <p>「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱いにより事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。</p> <p>イ 国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について 行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。</p> <p>なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。</p>	<p>都道府県の業務負担軽減に向けた検討の必要性について回答いただいているが、これは、現在の都道府県が事務を実施している状態を前提にしたものである。国が資格付与者となり、試験事務等を一括して行った場合を前提として、都道府県知事が行政書士の資格事務に関与し続けなければならない理由の説明を求める。</p> <p>なお、一次回答にて御提示いただいた事務等については、次のとおり。</p> <p>「①合格の決定」については、御認識のとおり、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において可否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることから、合格の決定に関する事務を都道府県の自治事務と位置付ける妥当性は乏しい。</p> <p>「②合格者の公報への掲載」及び各都道府県の規則等に基づき実施している「行政書士試験合格証明書」の発行は、利便性の向上等のために事務の実施者として現状としては、行うべきものだと考えている。法令により行う事務でないからといって各都道府県の判断に任せて、不均一な取扱いとなることも望ましくないことから、国が資格付与者となり、統一的な取扱いをすべきであると考えている。</p> <p>総務省は、「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」について、知事印の印影を合格証に電子的に刷り込むことにより、都道府県を介さずに直接、合格証を合格者に発送する取扱いを可能にしていることと述べるが、これは要するに、知事が行政書士の資格事務に関与し続けても、このような知事印の刷り込みという方法により、合格証への押印や合格証の発送に係る都道府県の「事務負担が軽減」され得るということと述べているものだと思う。</p> <p>しかしながら、我々が問題にしているのはより根本的な点である。すなわち、そもそもなぜ知事が行政書士の資格事務に関与しなければならないのかという点である。総務省にはこの点について他の国家資格を踏まえた回答を求める。</p> <p>行政書士の「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること」は、特段の地域性が必要な行為ではないことから、都道府県知事が資格事務に関与する意義が乏しく、国が資格付与者となるべきである。</p> <p>試験事務の大半を研究センターが担っているが、行政書士の監督は都道府県知事が担っており、措置請求がなされた場合や、懲戒事由が生じた際は立入検査や聴聞等を実施する必要があり、業務負担が過大である。</p>	<p>行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするものについては、行政書士試験は、昭和26年の行政書士法の制定当初から一貫して都道府県知事が行ってきた（昭和26年の行政書士法の制定当初は都道府県知事が実施することとされていた。その後、昭和58年に行政書士試験の合格資格が全国通用することとされた際に、行政書士試験は自治大臣が実施することとされたが、試験の施行に関する事務は引き続き都道府県知事に委任することができる（機関委任事務）こととされた。）ことや、平成11年の地方分権一括法において、自治大臣の機関委任事務とされていたものが都道府県の自治事務とされた経緯等を踏まえる必要があることに加え、仮に、行政書士試験の施行に関する事務を都道府県から国へ移管した場合には、資格の付与者と行政書士又は行政書士法人に対する懲戒・監督の権限を有する者が異なることとなり制度として妥当でないこと、行政書士は、主として当該地域の官公署に提出する書類の作成を担う地域に密着した資格であることも踏まえると、都道府県が事務を担うことが適当であることから、慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>その上で、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、「合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか」との指摘がなされたことを踏まえ、都道府県における負担軽減等の観点から、「合格の決定に関する事務」も含めて研究センターに委任することができるとすることについて、関係者との合意形成を図ってまいりたい。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
教育職員	文部科学省	<p>前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許主義の確実な運用に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。</p> <p>そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にきみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。</p> <p>また、平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和5年における教員免許の授与件数は193,359件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成10年における教員免許状の授与件数である232,604件と比較しても引き続き授与件数は20万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続に膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。</p> <p>こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。</p>	<p>臨時免許状及び特別免許状については、免許状の有効範囲が授与を受けた都道府県内であることから、資格付与者が都道府県教育委員会であることに一定の合理性があると考える。</p> <p>しかしながら、普通免許状については、有効範囲が全国に及ぶことから、都道府県教育委員会が資格付与者であり続ける理由に乏しい。普通免許状は全国的に通用する資格であり、都道府県教育委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、適切な免許管理や事務処理手続の膨大さを課題としてあげられているが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、都道府県教育委員会との連携をより緊密とすることや、現在導入準備が進められている教員免許管理システムとマイナンバーの連携等によって、利用者の利便性低下等が生じないよう、国での運用の実現に向けて積極的な検討を求めたい。</p>	<p>1次回答にあるとおり、普通免許状の授与や管理等に関する事務については、教育職員免許法制定当時より、新憲法下における地方分権の精神や、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から都道府県が行うこととされている。</p> <p>教員免許に係る申請について、利用者の利便性が損なわれることは望ましくないと考えているが、教員免許管理システムとマイナンバーの連携等については、教育職員検定に係る各種証明書等が電子化されていない現状においては、教員免許に係る申請を行うに当たって、引き続き、居住地や勤務地の都道府県教育委員会の窓口への提出や郵送による提出が必要になっているところであり、地方支分部局を有していない文部科学省において全ての申請を受理する場合、事務処理手続や郵送等に膨大な時間や費用を要するため、免許事務総体として国及び都道府県全体の事務負担低減やコスト削減にはつながらないとともに、申請者にとっては利便性が損なわれると考える。また、マイナンバー連携については、まずは個人申請を対象にシステム稼働を開始させることとしており、ボリュームゾーンである大学からの一括申請を対象とするところについて、全国の大学から提出される学力に関する証明書類等の電子化等も併せて整備する必要があることから、長期的な課題と認識しているところである。</p> <p>こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは、都道府県教育委員会をはじめとした関係者の意見等を踏まえながら、長期的な課題として、文部科学省における事務体制も含め引き続き慎重な検討が必要であると考えるが、教員免許に係る事務負担を国・都道府県共に軽減していくことは重要であると考えており、引き続き都道府県教育委員会の要望も鑑みながら、各種手続の電子化等をはじめとした必要な検討を進めていく。</p>
栄養士・調理師	厚生労働省	<p>栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和5年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。</p> <p>さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続等に支障を来すことが予想される。</p> <p>このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。</p>	<p>第1次回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、申請者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。</p> <p>これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、国家資格等情報連携・活用システムを活用すれば、申請者の利便性はむしろ向上し、デジタル技術の活用により事務負担の軽減が見込まれる。また、試験事務においては委任が可能となっており、事務量の増加や迅速性に対する懸念はないと考えられることから、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>調理師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、国が実施することによる申請者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>加えて、令和7年度における調理師試験の作成・実施については、厚生労働省令で定める指定試験機関に31都県、関西広域連合に7府県がそれぞれ委任している実態を踏まえると、試験事務は都道府県の大部分において共通の運用が行われていると言え、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと。なお、資格登録事務においても、各都道府県における運用には大きな差がなく、各都道府県が独自に行う必要性は乏しいと考えられる。</p>	<p>現行の調理師に係る試験事務並びに栄養士及び調理師に係る資格登録事務については、国家資格等情報連携・活用システムの活用等により、都道府県事務の負担軽減策を検討してまいりたい。</p> <p>一方で、食材や食文化は地域によって多種多様である中、食の安全や食育を含めた各地域の実情に応じた食環境づくりを進め、住民の健康増進を図るためには、都道府県において栄養士及び調理師の技術や専門性を積極的に活用していくことが重要である。栄養士及び調理師に関する事務は、都道府県が行うことが適当であり、栄養士及び調理師の資格付与者を国に変更することについては、慎重な検討が必要と考える。</p> <p>なお、調理師制度は、都道府県が条例等により制度を設けて、その資質向上を図っていたところ、その資格要件が各都道府県によって様々であったことを踏まえ、議員立法として調理師法を制定し、全国的な制度にしたという経緯がある。資格要件については国として最低限の基準を設けつつ、その運用は当該基準の範囲内で、都道府県に委ねるという形で運用されている。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
クリーニング師等	厚生労働省	<p>クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることに伴う利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。</p> <p>また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。</p>	<p>回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。</p> <p>これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>クリーニング師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>加えて、クリーニング師試験については、「各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる」とあるが、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと考える。</p>	<p>クリーニング師に関する行政事務は、3年を超えない期間ごとの受講義務がある都道府県知事指定のクリーニング師研修等におけるクリーニング師情報の正確な把握・台帳の管理など、クリーニング業が住民の日常生活に深い関係がある生活衛生営業であることから、地域・住民に身近な都道府県知事が行うこととされているため、クリーニング師の試験事務及び資格管理事務についても、引き続き都道府県が行うべきである。</p> <p>また、都道府県が現状行っているクリーニング師等の免許交付事務、試験事務を、国で行うことは、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなるなど、利便性の低下が想定されることから、こうした観点からも対応できない。なお、クリーニング師等の免許交付に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの利用開始を予定しているところ、まずは当該システムの活用により、事務手続の軽減を図りたい。</p>
製菓衛生師	厚生労働省	<p>製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることに伴う利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。</p> <p>また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っており、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。</p>	<p>回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。</p> <p>これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>製菓衛生師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>加えて、製菓衛生師試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと考える。また、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと考える。</p>	<p>製菓衛生師の資格は、菓子製造業に従事する者の資質向上を目的としている。</p> <p>元々、地域の食品衛生の確保を図る事務は、都道府県が行うべき事務であるところ。</p> <p>免許交付事務、試験実施事務等の製菓衛生師に係る事務についても、地域の事業者から提供される食品の安全性を確保する観点から、製菓衛生師養成施設の整備を行うことと一体的に行われるべきのものであり、引き続き、都道府県が行う必要がある。</p> <p>また、47都道府県が現状行っている免許交付事務、試験事務を、国で行うことは、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなるなど、試験会場が現状の都道府県で実施する会場よりも遠方になるなど、利便性の低下が想定されることから、こうした観点からも対応できない。</p> <p>なお、製菓衛生師については、国家資格等情報連携・活用システムの利用開始を予定しているところ、まずは、当該システムの活用により、都道府県の事務負担を軽減させることができるよう、必要となる整備を行ってまいりたい。</p>
登録販売者	厚生労働省	<p>登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることに伴う利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。</p>	<p>回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。</p> <p>これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>登録販売者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>加えて、登録販売者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと考える。</p>	<p>登録販売者が配置される「店舗販売業」の前身である「薬種商販売業」の業を行うのに必要な知識経験を有しているかを判断するための試験を都道府県が実施していたことから、登録販売者試験も同様に都道府県が実施するとして経緯がある。</p> <p>資格の付与・試験等事務を国で統一的に実施することは、行政全体の効率化に寄与すると考えられる一方で、全国一律に資格の運用・試験事務等を行う体制の整備や体制整備等に係る予算の確保等の課題があり、実現には相当の時間を要すると考えている。</p> <p>一方で、一部自治体では資格の付与・試験事務等について都道府県同士の連携によって、事務負担の軽減が図られている事例もあると承知しており、効率化を図るための好事例として事務連絡等で周知を行ってまいりたい。</p>
毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	<p>毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることに伴う利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。</p>	<p>回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。</p> <p>これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。</p> <p>毒物劇物取扱責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。</p> <p>加えて、毒物劇物取扱責任者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと考える。</p>	<p>毒物劇物取扱責任者が設置される毒物劇物の製造業等に関する登録は製造所等ごとに都道府県知事が行い、本資格試験は地域の営業実態等に即して行われる等の理由から、試験・登録事務を都道府県が実施してきた経緯がある。</p> <p>資格の付与・試験等事務を国で統一的に実施することは、行政全体の効率化に寄与すると考えられる一方で、全国一律に資格の運用・試験事務等を行う体制の整備や体制整備等に係る予算の確保等の課題があり、実現には相当の時間を要すると考えている。</p> <p>一方で、一部自治体では資格の付与・試験事務等について都道府県同士の連携によって、事務負担の軽減が図られている事例もあると承知しており、効率化を図るための好事例として事務連絡等で周知を行ってまいりたい。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
介護支援専門員	厚生労働省	介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。介護支援専門員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。	介護支援専門員は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者が、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで介護支援専門員として登録を受けることができる仕組みとなっており、当該研修の修了が必須となっている。介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、適切な介護サービス等を利用できるよう必要な援助に関する専門知識等を有するものとされており、当該研修においては、地域性を考慮した事例検討や地域の社会資源に関する情報共有など地域の実情に応じた内容にする必要があり、各都道府県内の受講者のニーズに応じた研修とする必要があることから、研修の実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関としているところ。登録の際には、研修の受講状況について確認が必要となるため、受講状況を把握している都道府県が登録事務について行うことで効率的に事務が実施できると考える。また、仮に、国家資格等情報連携・活用システムの利用が開始されたとしても、申請者のうち、どの程度の割合の者がオンラインによる申請を行うのかは現時点では予測できず、一定程度、紙による申請が残ることが想定される。資格の付与等の事務について、厚生労働大臣が行うこととなった場合は、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の増加による効率性の低下が想定される。
訪問介護員	厚生労働省	「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。	提案団体としては「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格」について、国家資格の定義が曖昧な中で、「検査査定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年）で取りまとめられた資格制度概況調査結果等に基づき、訪問介護員を取り上げたところであるため、本提案の対象と考えている。全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、前向きに検討いただきたい。	1次回答にも記載したとおり、訪問介護に従事しようとする者が受講する「介護職員初任者研修」については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していないところ。なお、当該研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者としているが、指定を受けた実施機関が研修を実施していることも多く、都道府県平均51.3事業者となっており（令和6年度老人保険健康増進等事業外国人介護人材に対する介護職員初任者研修等のあり方に関する調査研究事業より）、その場合には修了証明書も指定を受けた実施機関が発行していることから、現状、都道府県への負担は限定的であると考えている。
技能士	厚生労働省	都道府県知事が実施する技能検定試験（現在111職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であるとする。このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものであり、指定機関が全国統一で資格試験などの実施を行っている場合はなおさら資格付与者の転換をすべきと考えている。また、知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して実施職種、実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、現在も試験事務のほとんどを指定機関が担っていることや、ファイナンシャル・プランニングなど、いくつかの職種では全国的な団体が資格事務を実施していることを踏まえること、なぜ都道府県知事が付与者であり続ける必要があるのか明確な理由に乏しい。技能士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないかと考えている。	厚生労働省としては、都道府県知事が資格付与者として技能検定を実施することにより、都道府県、都道府県協会、地域の事業主団体、地域企業等が連携・協力し、地域産業の活性化、人材開発の促進等につながっていると考えている。また、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的であり、地域住民の資格試験受験の利便性確保にもつながるものと考えている。加えて、技能検定は学科試験と実技試験で構成されており、実技試験を実施するための施設の手配・試験材料の準備等のほか、受検者が技能を十分に有しているかの判定ができる技能検定員の確保が不可欠である。従って、今後も、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の実施状況等を勘案して、技能検定試験を実施した方が効果的かつ効率的であるとする。現在都道府県知事が試験事務を実施している職種のうち、規則で定めた基準を満たした業界団体等が指定試験機関として全国統一的に試験実施を希望する場合は、指定試験機関が実施する職種への移行を妨げることはなく、資格付与者を都道府県知事から指定試験機関に転換しているところである。なお、133ある技能検定職種のうち、都道府県知事が資格付与者となっている職種は111職種、民間機関である指定試験機関が実施している職種は22職種となっている。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
職業訓練指導員	厚生労働省	<p>職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考える。</p> <p>このため、支障事例で挙げられている「全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。</p>	<p>提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものである。職業訓練指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>また、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験実施の有無や実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、職業訓練指導員は各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設のみで勤務しているものではないため、特段の地域性は認められないのではないかと考える。</p> <p>都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないかと考える。</p>	<p>各都道府県が設置・運営する職業能力開発校においては、地域の産業等のニーズに即して訓練科を設定し、人材開発を行っていること承知しており、それらの訓練科を担当する職業訓練指導員については、こうした地域のニーズを踏まえて職業訓練指導員の充足状況等を勘案し、必要に応じて近隣の都道府県とも連携を取りつつ、各都道府県にある施設設備等を活用して、必要な免許職種の試験を実施することが合理的かつ適当である。</p> <p>また、各都道府県の職業能力開発校が設定している訓練科のうち、国が設置する職業能力開発施設に設定がない訓練科に必要な免許職種は、令和7年度で造園科、和裁科、理容科等、約30職種ある。職業訓練指導員試験は免許職種ごとに内容の異なる学科試験と実技試験を行う必要があるが、これらの免許職種の実技試験を行うために必要な施設設備は国の職業能力開発施設にはなく、試験を担当できる職業訓練指導員も在籍しない。また、実技試験を行うために国が必要な施設設備等を用意することは現実的ではないことから、仮に試験事務を国へ移管することとなった場合、当該職種に関する試験事務について、安定的かつ円滑に行うことは困難であり、都道府県が職業訓練指導員の充足状況等に応じて職業訓練指導員を確保することが困難になると懸念される。</p>
家畜人工授精師	農林水産省	<p>家畜人工授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とする場合は、直ちには困難である。</p>	<p>「各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。</p> <p>仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないかと考える。</p> <p>家畜人工授精師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p>	<p>家畜人工授精師の免許に関する制度については、家畜人工授精師は地域の畜産農家等をサービス対象とし地域の畜産業の振興と密接に関わっており、より現場実態に通じた都道府県においてその監督行政を実施することが適当であることから、都道府県知事において、家畜人工授精師の免許付与や取消し、立入検査等の事務を担っていただいているところである。</p> <p>また、各都道府県における家畜改良や増殖の目標等について講習会を通じて周知している場合があるほか、各都道府県における家畜人工授精師の開設等に関する事務手続や地域における家畜遺伝資源の流通管理の観点からも免許取得者の状況を把握する必要性もあることから、資格付与者の取扱いを変更するに際しては、こうした実態も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>一方で、都道府県における事務負担の軽減が課題であることは十分認識しており、すでに講習会のうち学科科目についてはオンラインで実施することを可能とする旨の通知を發出し、実際に学科をオンライン開催している都道府県もあると承知しているほか、これまでも地方自治体からの提案を受けて免許申請時の添付書類の確認のために住基ネットや情報提供ネットワークシステムを利用可能とするなど、地方自治体の事務負担軽減に資する取組を実施してきたところであり、引き続き事務負担の軽減に資する取組を検討してまいりたい。</p>
家畜商	農林水産省	<p>家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とする場合は、直ちには困難である。</p>	<p>「家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。</p> <p>仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないかと考える。</p> <p>家畜商は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p>	<p>家畜商免許の制度は、家畜商の営業活動の適正化を目的とした規制を行うものであり、家畜取引の実態が地域によって異なる中で、より現場実態に通じた都道府県においてその監督行政を実施することが適当であることから、都道府県知事において、家畜商の免許付与や取消し、立入検査等の事務を担っていただいているところである。</p> <p>こうしたことから、家畜商免許の取得要件である講習会については、独自の内容としている都道府県も現に存在しているところであり、資格付与者の取扱いを変更するに際しては、こうした実態も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>一方で、都道府県における事務負担の軽減が課題であることは十分認識しており、すでに講習会をオンラインで実施することを可能とする旨の通知を發出しているほか、現行の制度でも講習会の実施に関する事務の委託も可能としているため、まずはこうした仕組みも活用いただきたい。</p>

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
砂利採取法・採石法	経済産業省	<p>砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行う者となる者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行う者となる者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続が新たに必要となる。また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。加えて、経済産業局（沖繩総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとある資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。</p>	<p>本提案の内容は、全国的に通用する国家資格について、試験事務を含め、資格の付与者を国とするよう見直しを求めるものである。砂利採取業務主任者及び採石業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。砂利採取法及び採石法とも、業の登録又は採取計画の認可において必要となる資格者情報の確認は、資格付与者である各都道府県知事が発行する合格者証の確認により行っているが、資格者情報を「国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」という。）」に実装し、一元化されたデータを各都道府県が確認できるようにすることにより、確認業務の実効性向上や、添付書類の省略による申請者の事務負担軽減にもつながるものとする。また、国においては、国民・事業者等から行政機関等への行政手続のオンライン化を推進されているところであり、資格付与者の転換後、システムへの実装などにより、試験を含めた各種手続のオンライン化を可能とすることは、利用者の利便性向上に資するものとする。</p>	<p>砂利採取法において、都道府県知事が資格付与者となっている砂利採取業務主任者に課される義務は、砂利の採取に伴う災害の防止に努めることであり、認可等と密接に関連する。採石法において、都道府県知事が資格付与者となっている採石業務管理者に課される義務は、岩石の採取に伴う災害の防止に努めることであり、認可等と密接に関連する。国家資格の付与の手続についても引き続き地域の事業者を監督する都道府県知事が行うべきと考えている。本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや砂利採取行政及び採石行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。業の登録等における資格者情報の確認については、住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用することが可能であり、事業者からの添付書類の省略も可能である。</p>
火薬類取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	<p>火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。</p>	<p>経済産業省所管の国家資格の中には、例えば「ガス消費機器設置工事監督者（（一財）日本ガス機器検査協会が資格付与）」など、全国的な協会が資格付与者となっているものがある中で、火薬取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法に関する事務（試験及び免状の交付・再交付・書換）については、各都道府県が全国的な協会である高圧ガス保安協会に事務を委託しているものの、資格付与者は都道府県知事となっているため、これらについても全国的な協会が資格付与者となることも考えられるのではないかと。また、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、資格付与者の転換について、前向きに検討いただきたい。</p>	<p>火薬類取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格を有する者が行う保安業務等に係る規制については都道府県知事が担うものとなっており、これらの規制と密接に関連する国家資格の付与の手続についても引き続き地域の事業者を監督する都道府県知事が行うべきと考えている。また、電気工事士については実務経験等の審査が必要となっており、当該審査は都道府県でのみ実施可能である。他方、国家資格の付与に係る手続における都道府県の業務負担を軽減できるよう、試験事務及び免状交付に関する事務共に指定機関への委託が可能となっており、多くの都道府県で外部へ業務委託されていると承知している。本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや保安行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化についても検討を進めてまいりたい。なお、ご指摘の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律で定められているガス消費機器設置工事監督者の資格については、講習及び資格証の交付を経済産業大臣又はその指定する者が実施することとなっているが、当該指定を受けた一般財団法人日本ガス機器検査協会が交付する資格証は、試験によらず同協会が実施する講習の受講修了のみにより交付されるものであり性質が異なる。</p>
全国通訳案内士	国土交通省	<p>昭和24年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続（当時、免許手続）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第31条に定める禁止行為について、違反行為が発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続を都道府県事務とするのが適切と考えている。全国通訳案内士の資格登録手続に係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成30年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和4年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続を可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけするなど調整を進めている。引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。</p>	<p>通訳案内士法第31条の規定に違反した場合は、警察との迅速な連携が必要であるが、都道府県警を管理する公安委員会は、地方自治法に規定する執行機関であり、その権限の範囲内にあつては知事と独立の関係にあるため、外部団体である地方運輸局（支局）でも対応可能と思われ必ずしも資格登録事務を都道府県知事が行わなければならない理由が見当たらない。また、現在、国（委任先：独立行政法人国際観光振興機構（JTO））が全国通訳案内士試験に関する事務を行っており、都道府県が行っている資格登録事務や登録証交付事務においても一体的に国が実施することで、試験合格者の手続の負担軽減や効率的な制度運用につながるものと思われる。地域通訳案内士は、その資格が地域通訳案内士業務区域内でのみ有効であり、地域性が強く求められることから、都道府県知事が資格付与者となる一定の合理性はあると考えられるが、全国通訳案内士には地域性が強く求められる要素がなく、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。全国通訳案内士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p>	<p>現行の全国通訳案内士の登録に係る都道府県や申請者の負担について、都道府県等への聞き取りを行った結果、登録に際しては都道府県及び申請者が負担であると感じていることについては、登録制度や運用の見直しを行うこと及び「国家資格等情報連携・活用システム」の活用を通じて、相当程度の負担軽減が可能であると考えられることから、都道府県等の要望も鑑みながら、これらへの対応について検討を進めてまいりたい。都道府県が全国通訳案内士の登録を実施することにより、通訳案内士が都道府県に直面して相談できる窓口が存在し、また、都道府県が通訳案内士の情報を保有し活用することで、通訳案内士が研修等の受講機会を得やすくなることや旅行会社等業務上必要な関係者とのネットワーク形成が容易となる等のメリットがある。また、都道府県にとっては、登録を自ら行うことにより、都道府県内の全国通訳案内士における現状（人数や稼働状況、個々の得意分野等）を逐次把握できることで、急増する訪日外国人旅行者のニーズに対応し地域内の観光施策と連動するかたちで通訳案内士の研修等を有効に実施することが可能となっている。これらのことから、全国通訳案内士の登録を都道府県以外の者が実施することについては、個人情報を含む情報を適切に管理しながら全国通訳案内士の活用を促進することが可能であるか等の観点も踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えている。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
宅地建物取引士	国土交通省	<p>宅地建物取引士は、令和7年3月31日現在、全国で約121万人登録者数がある国家資格である。そのため、仮に国土交通省で一体的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。</p> <p>一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している例もあるものと承知している。</p> <p>また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を推進しており、各都道府県においても令和6年度下半期以降、順次オンライン手続を開始している。このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担は軽減されるものと理解している。</p> <p>なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第19条の2の規定に基づき、宅地建物取引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が所在する都道府県に対して、登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、eMLITによるオンライン申請が可能となっている）。</p>	<p>回答では、「仮に国土交通省で一体的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難」とあるが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。</p> <p>例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は資格者数が約200万人※であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にはならないのではないかと。</p> <p>※「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年）</p> <p>宅地建物取引士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>オンライン手続（eMLIT）を導入したことにより、申請者の事務負担については軽減が見込まれるとはいえないものの、手数料納付がeMLIT上でできず、別途申請先都道府県での手続が必要となるなど負担軽減は限定的である。また、eMLITには入力エラーを自動的に検知し受け付けない機能が備わっていないため都道府県の確認事務の負担が軽減しているとは考えにくい。</p>	<p>ご指摘の「例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は登録者数が約200万人であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にならないのではないかと。」について、国家資格毎に、資格の付与にあたって必要となる手続は異なるものであるところ、国への資格付与者の一元化の検討については、資格毎にその個別の状況を踏まえ、資格者数の比較のみではなく、総合的に勘案する必要があるものと考えている（実際に、建設業法に基づく資格である土木施工管理技士は、技術検定の合格により資格の付与がなされ、登録手続を要さない等、宅建士の資格の付与がなされるまでの手続フローと異なる）。</p> <p>この点、申請者の利便性確保の観点からは、宅地建物取引士として登録を受けた窓口と実際に従業する場所が近接していることが望まれるところ、申請者が窓口で申請する場合、現状では47都道府県に設置されている窓口に向くこととなるが、国に一元化した場合、全国で10の地方整備局等に設置される窓口に向くことが想定されるほか、これにより、申請の不備があった際の対応の柔軟性が損なわれるなど、申請者の利便性が著しく低下することが懸念される。</p> <p>加えて、試験の合格後に宅地建物取引士の資格の付与にあたって必要となる手続は、登録手続に加えて、宅地建物取引士証の交付も含まれるが、令和6年度の各都道府県の手続件数を合計すると、新規登録が、31,282件、変更届出が71,416件、宅地建物取引士証の交付が9,047件、その更新が98,562件と膨大なものとなっているところ、国に一元化した場合、窓口の減少により、当該申請等の手続処理について相当な時間を要することが予想され、この点においても、申請者の利便性が著しく低下されることが懸念される。</p> <p>以上のような理由から、国への資格付与者の一元化については、慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>一方で、各都道府県における事務負担軽減の観点からは、オンライン申請の活用が有効であることから、関係団体等と連携の上、オンライン申請の利用増加に向けた周知を行うことを検討する。加えて、一次回答でもお伝えしているとおり、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している都道府県もあるものと承知している。</p> <p>なお、手数料納付との連携や入力エラーの自動検知機能といったシステムの改修については、直ちに対応することは困難だが、宅地建物取引士の登録申請関係事務等にかかる今後のシステム整備の方針については、中長期的に検討する。</p>
建築士	国土交通省	<p>二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都道府県が指定した機関がその事務を行っていることと承知している。</p> <p>他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。</p> <p>これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。</p>	<p>本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものである。</p> <p>二級・木造建築士試験の指定試験機関は、全都道府県が（公財）建築技術教育普及センターを指定しているが、当該機関は国が指定する一級建築士試験の指定試験機関と同一であり、統一した試験実施における運用上の支障はないと考えられる。</p> <p>回答で、「二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。</p> <p>建築士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p> <p>広島県の場合、県内の建築士事務所勤務する二級・木造建築士のうち24%は他県登録の建築士であり、これらの建築士には本県が直接、指導監督できないことから、制度を適切に運用するためには、国において統一された基準で制度運用することが望ましいのではないかと。（広島県登録76%、中国地方登録82%（R7.7.1時点））</p>	<p>第1次回答やそれを踏まえた提案団体からの見解にもあり、二級建築士及び木造建築士については、通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多いことから、これらの資格については、都道府県知事が資格付与者となり、地域の実情に応じた指導監督を行うことが効率的である。</p> <p>例えば資格者に違反行為のおそれがあると判断した場合に、資格付与者として迅速に調査及び処分を行う必要があるところ、こうした対応は当該違反者が活動している都道府県において行うことが調査に係る行政コストや、聴聞等の行政手続の際の被処分者の負担軽減の観点から適切であると考えられる。</p> <p>なお、「他県登録の建築士には直接指導監督できない」というご指摘については、建築士法第10条の2第2項の規定により、違反の恐れがあると判断した場合は、他県登録の二級建築士及び木造建築士についても立入検査等の調査が可能であり、当該調査結果を基に当該建築士が登録されている都道府県が処分を行うことが可能となっている。</p>

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を 踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第2次回答
狩猟免許	環境省	<p>鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。</p> <p>鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。</p> <p>具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。</p> <p>都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンラインによる申請を可能としたところであり、オンライン手続を促進していくことについては都道府県に裁量がある。</p> <p>以上の理由から狩猟免許に係る手続において先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。</p>	<p>回答では「適性・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性がある」とされているが、狩猟免許の資格は全国的に有効であることから、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。</p> <p>狩猟免許は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。</p>	<p>狩猟免許は、昭和38年に、従前の全国制の狩猟免許制度を改め、各都道府県別免許制度を新設した。その際に、都道府県知事がその管轄する区域内の狩猟事情を把握し鳥獣保護事業の推進に責任をもってあたれるよう、狩猟免許の効力をその免許を与えた都道府県が管轄する区域内に限ることとした。これにより都道府県知事は免許を与える際に、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息状況等を勘案することで、効果的に鳥獣の保護管理を行うことができるようにした経緯がある。</p> <p>昭和53年の改正時には、狩猟免許の効力を都道府県区域から全国一円に変更したが、併せて都道府県ごとに狩猟者を登録する制度が新設された。都道府県ごと狩猟者を登録することは、鳥獣の狩猟や捕獲の実施においては、各都道府県内の鳥獣の生息状況、管理状況等を勘案し、必要と認めるときは鳥獣保護管理法第59条において狩猟者登録を制限する権限が都道府県知事に与えられているためである。実際に、全国での狩猟免許交付数約22万に対し、県外者への狩猟者登録証の交付数は約1万程度であり狩猟者の大半は居住地の都道府県内で鳥獣の捕獲を行っている。これらのことから狩猟免許試験の内容は全国一律の内容とはなっておらず、地域の鳥獣の生息情報などを反映したものとなっている。経緯と趣旨、現状を勘案すると、狩猟制度の運用は、地域の実情に即した運用が重要であり、国で一括した運用とすることは現地での実情に即した対応が困難となることから現在の対応を維持することが適切であると考える。</p>

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省・環境省 第2次回答

管理番号	211	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

## 提案団体

津市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

## 具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者(以下「行為者」という。)に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要がある。都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関して関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となるとのことで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的また適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書等の交付請求方法の変更について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

○新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。

○ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができていない状況である。

○当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。

○一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

## 各府省からの第1次回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されているが、市町村について明記できない理由はないと思われる。

回答内に「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、行為者を特定するために、市町村の戸籍や住民票等を扱う部署において、本件に関する統一の解釈がなされず、情報を開示してもらえないことが想定される。

また、「現状においても市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能」とあるが、実際に法律等に明記されていないことを理由に証明書を取得できなかった事例がある。

行為者が特定されない場合は、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理することとなり、不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならないこととなる。

上記のような現場の実態を踏まえ、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するためにも、一般廃棄物を取り扱う市町村について、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- ①「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「相当の理由があるとき」に関する解説は、抽象的なものであり、かつ、慎重な検討を行政機関に求めるものとなっており、市町村の戸籍や住民票などの個人情報を提供する部署において本件に関する統一の解釈がなされず情報提供されないことが想定される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の規定では都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されていることにより反対解釈されてしまい、情報を開示してもらえないことが想定される。
- ②登録事項等証明書について、「請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている」とあるが、実際、運輸支局において法律に明記されていないことを理由に証明書の発行がなされていない事例があったため、このような提案が出されている。法律に明記されることにより、登録事項等証明の請求とは異なるスキーム（公用請求）で照会することができ、手数料も発生しない。
- 上記のような現場の実態等を踏まえ、一般廃棄物を取り扱う市町村についても、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記するべきではないか。
- 行為者が特定されない場合、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理せざるを得ない状況となる。不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならない状況を改善するためにも、市町村の調査権について法律に明記していただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としており、都道府県知事が法定受託事務としてその事務を行うものである一方、一般廃棄物の処理は市町村の処理責任を原則としており、市町村長が自治事務として行うものである。このような性質の違いを踏まえると、都道府県知事に係る規定が存在することのみをもって、市町村長にも同様の規定を設けるべきということは、必ずしも適切ではない。

また、第 1 次回答のとおり、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき保有個人情報の提供を受けることは、現行法令下においても可能である。

なお、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、廃掃法等の条文の有無にかかわらず、道路運送車両法第 22 条第 1 項に基づいて市町村が登録事項等証明書を取得することが可能である。

加えて、戸籍謄本等については、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項（戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法第 20 条第 2 項）に基づき、住民票の写しについては、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項（除票の写しについては、同法第 15 条の 4 第 2 項）に基づき、地方公共団体の機関は、その交付を請求することができることから、現行法令下においても、これらの規定に基づき、取得することは可能である。

なお、市町村が道路運送車両法第 22 条第 1 項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であることについては、環境省が実施した提案団体に対するヒアリング調査において、十分に周知されていないとの意見があったことを踏まえ、環境省及び国土交通省において早急に周知を行いたい。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

新潟県、岐阜県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。

県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。

以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。

○当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。

○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。

○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開校4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。

令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)

事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。

オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。

以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。

○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

### 各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。

都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととしたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経由事務の具体的な内容は、申請書の記載チェックを始め、住所氏名などの戸籍謄本等添付書類との照合、栄養士免許の確認、補正依頼まで、形式審査ではなく、国に代わり実質的な審査事務を行っていることから事務の負担が大きく、要する時間も長くなっている。特に申請の多い3~4月は、年度替わりの繁忙期とも重なり特に事務負担が大きくなっている。

また、現行では申請者が住所を管轄する保健所にて申請を行うため、対面での受付、書類の一次審査などが保健所の負担となっている。特に多忙を極める新型コロナウイルス感染症対応の中で、経由事務がさらに保健所業務を逼迫させている。

令和3年度の新潟県の申請内容では、免許申請が最も多く、133件となっており、1件あたりの処理に要する時間は約80分となっており、合計すると、年間所要時間は新潟県の場合は、約24日分に相当し、共同提案団体の岐阜県では、約34日分に相当する。

都道府県経由事務が廃止されれば、オンライン化による迅速化に加え、都道府県を経由する時間の削減により、都道府県の事務負担が軽減されるとともに、申請者への免許証の迅速な交付が可能となる。

申請者のメリットにも繋がり、事務の効率化も図れることから、オンライン化に当たっては、「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国家資格等の制度所管省庁は、システムにより申請手続をオンライン化するに当たっては、都道府県経由事務が原則として不要となるよう整理すべきではないか。システムを所管するデジタル庁としても、当該整理を促すべきではないか。

なお、管理栄養士に係る都道府県経由事務については、現在全ての都道府県を対象に実施しているヒアリングの結果を集約した上で、その結果及び今後の方向性を第2次ヒアリングでお示しいただきたい。デジタル庁は、システムの構築・制度設計に際しては、都道府県経由事務が存在しない手順フローに対応できるようにすることを標準仕様とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

都道府県経由事務については、関係省庁とも協議の上、継続して検討を行っているところである。また、管理栄養士免許の所有者は、例外なく栄養士免許も所有しているため、管理栄養士免許手続と栄養士免許手続のオンライン化を一体的に進めることが申請者の負担軽減につながるという観点も踏まえ、栄養士免許の手続について、都道府県にアンケート調査を実施し、システムの利用意向等を確認中である。一連の免許関連手続のうち、どの程度までオンライン化が可能かについては、アンケートの結果やシステムの制度設計等を踏まえ、引き続き、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論してまいりたい。国家資格等情報連携・活用システムについては、都道府県経由事務を廃止した手順フローについても対応できるよう設計・開発を行うこととする。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

##### 5【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】

栄養士法(昭22法245)、医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	40-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	40)			提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止

## 提案団体

秋田県、栃木県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保健師・助産師・看護師免許の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と免許を受ける者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進するとともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。

## 具体的な支障事例

現在、都道府県で申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省へ進達しているが、事務作業に大きな労力を費やしている。  
また、厚生労働省に申請書類が到達し、申請に対して許可された日をもって看護師籍への登録となるため、大量の申請書類が集中する時期には、書類の確認および進達に係る作業に時間を要し、厚生労働省への到達が遅れ、看護師籍への登録が遅れるなど、免許を受ける者に不利益を与えることがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請書類は住所地の都道府県を経由して厚生労働省へ提出するため、タイムラグが発生し、看護師籍への登録に時間がかかることから、都道府県が書類を受理した日で看護師籍への登録として欲しいとの要望があった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を進め、都道府県の経由事務を廃止することで、都道府県事務が大幅に省力化される。  
また、申請から到達までのタイムラグがなくなるため、免許証交付の迅速化につながり、早期の免許を望む申請者の利益となる。

## 根拠法令等

保健師助産師看護師法施行令第1条の3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、長野県、岐阜県、寝屋川市、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、久留米市、熊本市

○オンライン申請を従来の紙と同様の事務の方法で進めると、都道府県が閉庁している場合等に、チェックが止まってしまうことになる。これでは、いつでも申請を行えるオンライン申請の恩恵を享受できない。加えて、厚生労働省への到達が遅れることになり、申請者の不利益につながる恐れがある。オンライン申請が申請者から国へ直接行われる場合、申請から到達までに時間がかからず、看護師籍等の登録が速やかに行われることで、申請者及び申請者が勤める医療機関等の利益につながるため、オンライン申請の活用が促進される。また、免許の経由にかかるチェック業務には、多くの時間と人員を割いているため、都道府県事務の省力化に大きく貢献する。

○提案に加え、書類の不足や誤りがあった場合に、厚生労働省から都道府県を経由して本人に修正を依頼しており、これに大きな労力と時間を要する。

○県で申請書類の確認を行い、厚生労働省への進達に至るまで、不備の修正等に多大な時間を要している。特に、年度末の試験合格発表日後には申請が殺到し、厚生労働省への進達が遅くなり、免許の発行が遅れることがある。

○個人からの免許申請状況に関する問い合わせ等についても、都道府県が間に入ることで、時間もかかり、手間も増えることから、オンライン申請等システムを構築し都道府県の経由事務廃止が望ましい。

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

### 各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、看護師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。

オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。

なお、看護師等の免許証の到達が遅れることによる申請者への不利益が生じないようにする配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の看護師等免許の新規申請件数は年間約400件で、その大部分が3月下旬に集中しているほか、書換等の手続きも250件程度あり、事務負担が非常に大きい。オンライン化でこれらの事務負担の一部が軽減されることのお考えであるが、オンライン化後も都道府県経由事務が存続すれば、従来どおり申請内容の不備への修正対応等の確認作業など、事務負担が重い業務が引き続き県に残るおそれがあることを懸念する。むしろ、紙による申請とオンライン申請の両方に対応しなければならないため、異なる事務処理が必要となり、負担が増えることも懸念される。

また、申請者の不利益については、申請行為が都道府県を経由することに時間を要するため、登録が遅れることによる登録済証明書等の発行の遅延など、免許証交付の遅れ以外の不利益が生じると見込まれる。

よって、事務の効率化と申請者の不利益回避を図るため、オンライン化に当たっては、紙申請とオンライン申請のいずれの場合にも「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【墨田区】

システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

#### 各府省からの第2次回答

保健師・助産師・看護師免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところ。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

#### 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号 (管理番号	40-2 64)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等

## 提案団体

埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等の紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

## 具体的な支障事例

令和6年度に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムを構築し、「国家資格登録手続き等のオンライン化」及び「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

医師免許等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、保健所への来所や紙書類の提出が不要となる。しかし、医師等の免許について、令和6年1月24日に、オンラインによる申請等が行われる場合には、国家資格等情報連携・活用システムを使用した審査等を、紙の場合と同様に都道府県経由で行うことを想定しているとの連絡があった。

保健所は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来よう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。

また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等のオンライン申請の事務の流れは、「紙の場合と同様」とすることなく、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- 業務従事までの期間短縮 早く業務に従事できるよう、申請者本人のみならず勤務先からも免許登録済みかとの問合せが多い。
- 窓口に行く負担の軽減 申請者からは開庁時間に保健所窓口に行くことが就業等で負担であるとの意見がしばしば寄せられる。
- 携帯できる免許の要望 埼玉県調理師会から調理師免許を紙ではなく、運転免許証のようにいつも携帯できるような形態にして利便性を向上してほしいとの要望が出された。大臣免許・知事免許を問わず、免許紛失時の

再発行が、デジタル資格者証が原本となれば発生しなくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民の来庁負担の軽減、電子証明書化によるペーパーレス、手続削減につながる。業務に従事できるようになる期間の短縮も期待される。

根拠法令等

例) 医師免許

医師法第6条第2項

医師法施行令第3条、第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項、第9条第5項並びに第10条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、医師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。

オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県事務の負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。

医師等の免許証の授受にかかる来庁の負担に対する配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応している。

(2) デジタル庁において開発・構築を行っている国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能を設けることとしている。これは、名簿情報を基にマイナポータル上で資格情報を表示しないしは、電子媒体の形式で出力するものであり、改ざん検知を可能とする仕組みも組み込むこととしている。

デジタル資格者証については、厚生労働省において、原本所持の代替手段等としての積極的な活用に向けた対応を検討し、また、デジタル庁において、各資格の実情を踏まえた機能改善の実施について、検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) オンライン化により、都道府県事務の負担が軽減されるとのお見込みであるが、現時点で厚生労働省から示されている医師等の免許証のオンライン申請では、申請者に対して免許証発行のお知らせをする機能や現在窓口で徴収している郵券に代わる郵送料を徴収する機能が実装されないなど負担軽減とは言えない。むしろ都道府県においては紙申請とオンライン申請の両方に対応する必要があり、事務及び費用面の負担は増える見込みである。これらの負担がいずれも紙の免許証を都道府県を経由して交付することにより生じているものであるからこそ、都道府県の経由事務を廃して国が申請者に対して免許証を直送するよう提案している。慎重に検討されるのであれば、都道府県が必要とする機能の実装等の必要な調整が行われるまではオンライン申請の開始時期を延期いただき、必要な措置等が行われないのであれば検討期間中は都道府県が行う経由事務を厚生局等において担当いただきたい。

なお、来庁の負担に対する配慮として挙げている登録済証明書のオンライン発行及び紙申請書への添付によるはがき発行は、免許証交付までの間の資格証明のための措置であり、免許証の授受に係る来庁は必要となることから配慮とはならない。また、国が申請者に対して免許証を直送すれば、都道府県を経由する期間が短縮さ

れるため、登録済証明書の発行といった措置の必要性が下がることを申し添える。

(2)上記(1)に関する第1次回答の不十分さは、電子証明書を免許証原本とする検討が進んでいないことがその一因であると思料する。提案内容の実現を図るべく、厚生労働省及びデジタル庁における検討を早急に進めていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【宮城県】

厚生労働省の説明会資料では、「国家資格システムの申請の場合、郵送交付の切手代について、各都道府県毎に手数料を設定出来る機能を具備していないため対応不可」とあり、厚生労働省からはオンライン申請については郵送交付を行わないなど、都道府県の判断において適正に運用していただきたいとの回答があった。

つまり、申請者はオンライン申請の場合は免許証を窓口に取り取りに行かねばならず、紙申請の場合は来庁せずに郵送での受け取りが可能ということになる。経由事務の負担軽減が期待できないばかりでなく、申請者の負担軽減にもほど遠い状況となっている。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなることから、オンラインで完結する免許交付の方策をご検討いただきたい。

##### 【墨田区】

(1)システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、登録済証明書発行は医師等免許証交付と別の事務であり、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

##### 【全国市長会】

(1)国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要があり、かえって事務負担が増え苦慮している。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。

(2)デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。

#### 各府省からの第2次回答

(1)医師等免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところです。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

(2)現行制度下においては、各資格の根拠法規の解釈において、免許証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、法令上、「デジタル資格者証」を紙の免許証と同一の位置づけとすることができるのか等、国家資格システムにおける機能の実装状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

#### 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

##### 4【デジタル庁(2)】【厚生労働省(13)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。

**4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】**

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(16)】**

准看護師の登録事項の変更(施行令3条3項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。

**4【デジタル庁(5)】【厚生労働省(21)】**

精神保健指定医の指定のための申請等(施行令2条の2から2条の2の5)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	104	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化

## 提案団体

岐阜県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

介護職員初任者研修のうち、「通信学習方式」における学習時間の取扱いを弾力化すること。

## 具体的な支障事例

介護職員初任者研修については、厚生労働省が定める取扱細則に基づき、各都道府県において研修事業者を指定し、研修を実施している。同研修は、「通学方式」のほか、受講者の負担を軽減し、受講を容易にするため、カリキュラム全 130 時間のうち、最大 40.5 時間については、「通信学習方式」が可能とされている。

県内の研修事業者から「講師の確保が難しい地域においても研修が可能となるよう、ZOOM 形式を活用したサテライト会場での研修を実施したいが、その場合「通学方式」として全 130 時間の実施が可能か」との質問があり、厚生労働省に確認したところ、「ZOOM 形式は、通信学習方式にあたり、40.5 時間までしか認められない」旨の回答があり、事業者の提案は認められなかった。

令和2年4月30日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて」が発出され、全ての研修課程において通信形式での実施が可能となっていることと、臨時的な取扱いによる運営でも特段の問題はなかったため、ZOOM 形式で補助講師を置く形であれば実施可能と考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の研修実施にあたり、研修事業者から以下の要望・問い合わせが寄せられた。

- ・A 地域において通学方式により研修を実施してきたが、B 地域にも受講希望者がいる。
- ・しかし、B 地域では講師の確保が難しいため、主講師の講義を ZOOM 形式でサテライト会場につなぎ、同会場に補助講師を置く形で実施したい。通学形式と同様、全ての講義(130 時間)を実施可能か。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護職員初任者研修の修了者は、人材確保に苦しむ訪問介護事業所の訪問介護員に求められる資格等の1つであり、規制の見直しにより ZOOM 形式を活用したサテライト会場で全 130 時間の研修が可能となれば、介護人材の育成促進が期待される。

## 根拠法令等

介護保険法第8条第2項、介護保険法施行令第3条、介護保険法施行規則第22条の27、介護員養成研修の取扱細則について(平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、川崎市、宍粟市

—

## 各府省からの第1次回答

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年4月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて」（令和6年4月16日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）の内容については承知しているが、本提案は「通信学習方式」における学習時間の恒久的な弾力化を求めるものである。

貴省では、ZOOMを用いた学習方式は通信学習方式にあたり、学習時間の上限は40.5時間であるとしている。一方で上記事務連絡では、当面の間は「都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能」としている。このことから、現状においても実質的にはZOOMを用いたオンラインによる学習方式がカリキュラム全130時間で可能となるものと認識しているが、あくまでも臨時的な取扱いであり、「当面の間」の終了時期や終了後の取扱いが見通せないため、恒久的な取扱いにならないと通信学習方式を定着させることができない。

コロナ禍を経て多くの分野でオンラインによる研修・会議等が行われるようになっている社会状況や、貴省事務連絡「『デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表』を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においても、介護職員初任者研修における研修受講について「ICT等を活用してオンラインで実施することが可能」とであるとされていることから、通信学習方式における学習時間の恒久的な弾力化について御検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和2年4月に開始された新型コロナウイルス感染症の影響下での臨時的な取扱いが、令和6年4月に「現場での研修実施状況等も踏まえ、…当面の間継続する」とこととされたが、臨時的な取扱いによる研修の実施状況を把握した上で、特段の支障がないのであれば、その恒久化を検討いただきたい。

恒久化を検討するに当たっては、演習を含む研修の全てを通信形式で行うことで研修の質に支障が生じないかといった現場での不安が生じないように、「サテライト方式」を含むオンライン研修の望ましい在り方等に関する技術的検証の実施や当該知見の提供についても、併せて検討いただきたい。

今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

今年度、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の

臨時的な取扱いについて」(令和2年4月30日付事務連絡)においてお示している取扱いによる研修の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、オンラインでの実施について検討する。  
具体的には、今年中に調査を行い、それを踏まえて対応について検討し、速やかに必要な通知改正等ができるよう、取り組んでまいりたい。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	169	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化

## 提案団体

小千谷市

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

社会保険から国民健康保険に切り替わる際に被保険者自身が特定疾病療養受療証について失念する等の理由により、3回も来庁する結果となり利用者に不親切であり、非効率なシステムとなっているところ。

具体例

- (来庁1回目)A は会社を退職し、社会保険喪失証を持参し、国民健康保険加入手続のために来庁。社保喪失票には「社保の特定疾病」情報がなく、当市側には A の療養情報は手元にないため、特に何も言及なし。
- A が病院で保険変更を伝えたところ、「国保の特定疾病療養受療証」が必要と言われる。
- (来庁2回目)A は来庁し、「国保の特定疾病療養受療証」の申請書を提出。そこで、A は当市から「国保の特定疾病療養受療証の申請のため、再度病院へ行き、医師の意見書取得が必要」と伝えられる。
- A は再度病院へ来院し、医師の意見書を取得
- (来庁3回目)A は来庁した上で「国保の特定疾病療養受療証」の手続きを行った。

上記のように住民サービスにおいて非効率であり、住民に負担を強いる制度となっている。マイナンバーカードの活用等情報連携の強化により、以下のとおり制度改正を求める。

- ・特定疾病療養受領証の情報を自治体が把握することができること。
- ・被保険者の負担軽減のために医師の意見書の再提出を求めないこと。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年4月3日に国民健康保険の特定疾病手続のため、市役所と病院を2往復した住民から事務改善の要望があった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・住民サービスの大幅な向上
- ・自治体事務の効率化・簡素化

## 根拠法令等

健康保険法施行規則第 99 条、国民健康保険法施行規則第 27 条の 13、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第8号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市

○特定疾病の対象者かどうかをマイナンバー情報連携で確認できることで申請の負担軽減につながると考える。  
○情報連携を活用し事務処理ができるのであれば、全国の統一基準として改正されることを望む。

## 各府省からの第 1 次回答

特定疾病療養の認定については、国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 1 項及び第 2 項に基づき、市町村に申請書を提出することとし、その申請書には医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類（以下「添付書類」という。）を添付することとされている。  
添付書類については、保険者が特定疾病療養の認定を行う際に、申請者が当該疾病にかかっていることを確認するために求めるものであり、保険者において添付書類の確認は必須であって、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いとすることは困難と考える。  
なお、添付書類については、保険者が、申請者が疾病にかかっている事実を確認することができるのであれば、保険者を異動する都度新たに取得する必要はないものと考えている。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定で添付書類が必要とされていることは承知しているが、「国民の利便性の向上」や行政のデジタル化を推進する国の方針にも鑑み、技術的に実現可能な情報連携を「困難」の一言で退けることは、時代に逆行するものであるため、極めて遺憾。改めて制度改善の検討を求める。  
「他保険者の認定事実のみでの認定は困難」について、当市の提案は、当該認定の根拠となる「医師の意見書等」の情報を保険者間で引き継ぐ仕組みの構築を求めるもの。新保険者が意見書等情報を情報連携により直接確認することが可能となれば、現行規定で必要とされている添付書類の省略が可能となり、「国民の利便性向上」や行政のデジタル化の推進が図られる。  
また、「添付書類は新たに取得不要」について、被保険者が自ら旧保険者から書類の写しを取り寄せ、新保険者に提出するということであれば、被保険者の手間と負担が依然として残るため、特に疾病を抱えている方にとって、この負担は看過できないものであることを十分にご理解いただきたい。  
以上より、住民負担の軽減という観点を重視していただくとともに、マイナンバー制度等を活用した保険者間で特定疾病認定に係る意見書等の情報を引き継ぐ仕組みを構築することにより、添付書類としての医師の意見書等の省略が可能となるよう早急な制度改正に向けて真摯に検討すべきである。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【伊勢崎市】

マイナポータル「健康医療」の情報として、傷病名を表示する実証実験が行われている。これが本格実施となり、保険者がマイナポータルの画面により疾病にかかっている事実を確認することができれば、添付書類不要で特定疾病療養の認定を行うことが可能である。

なお、特定疾病療養受療証は対象となる疾病が限定されているため、医師の診断及びオンライン資格確認による所得区分の確認により、受療証を提示することなく自己負担限度額までの支払いとすることを可能とし、そもそも保険者の認定事務自体を不要とするよう制度を改めることができないか。

## 【半田市】

保険者ごとの確認が必要なため添付書類は必要であるが、保険者の異動ごとに添付書類の取得は必要でないとは、具体的にどのような場合かお示しいただきたい。確認と添付が必要ということになると、保険者間での口頭確認では足りず、本人又は前保険者から写しの提供を求めることになるのか。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求めます。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

9月の第2次ヒアリングまでに、現状を把握した上で

- ・問題解決のための具体的な施策
- ・今後の具体的な施策実現に向けたスケジュール

を示していただきたい。

単一の医療保険者では、時間の経過による再度の病状確認をすることなく長期的に認められる特定疾病療養の認定が、保険資格の切替により再度医師の意見書の提出を必要としていることは非効率に住民に負担を強いるものであり、情報連携により前の医療保険者の認定を引き継ぐなど手続を簡素化する必要があるのではないか。

医療機関や薬局では、マイナ保険証の利用において、オンライン資格確認での情報連携により、既に特定疾病療養受療証に関する情報の閲覧が可能となっている。

将来的に、マイナンバーカードを活用した「市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とする」(令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定))また、「診断書等の電子的な提出」(デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定))など、様々な医療DX施策が検討されている中で、より一層の住民負担の軽減という観点から、添付書類を省略した特定疾病療養の認定事務の簡素化が可能となるよう検討いただきたい。

仮に添付書類の提出が必要だとしても、住民負担となっている医師の意見書の提出を不要とし、医師の診断書等に基づき認定されている書類(例えば身体障害者手帳や先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証など)が添付書類として認められることを明示する等、市町村における特定疾病療養の認定事務の実情を把握した上で、保険者判断の基準となるような添付書類の具体化について検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保険者において添付書類の確認は必要と考えておりますが、被保険者の負担軽減のため、医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類を用いて国民健康保険においても認定を行うことの可否について、令和8年度中を目途に検討し、どのような書類を認定に用いることができるか併せて整理を行いお示ししたいと考えております。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	241	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

## 提案団体

ひたちなか市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

社会保険(以下、「社保」という。)における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【健康保険制度】

同じ月内に国民健康保険(以下、「国保」という。)や社保等とで資格の切り替えがあった場合、加入者がその月の健康保険料を二重払いすることがないように、月末に加入していた保険の保険者に対して、保険料を支払う仕組みとなっている。

## 【社保の例外】

社保は、同月得喪となった場合、月末に加入していなくても、健康保険料が発生する。(健康保険法第156条)

## 【支障事例】

地域住民が、同じ月内に社保への加入・脱退を3回繰り返し、月末には国保に加入した場合、その月は社保が3か月分、国保が1か月分、あわせて4か月分の健康保険料が発生することになる。

## 【厚生年金保険料の救済制度】

厚生年金保険料についても、以前は健康保険料と同様に、同月得喪の場合はその月の保険料を徴収されていた。

しかし、平成27年10月の被用者年金一元化法の施行にともない、厚生年金保険料の二重払いを救済するため、厚生年金保険の適用事務が改正され、原則どおりに徴収された後、年金事務所から事業主に還付されることになっている。

## 【制度改正の必要性】

二重払いの問題がありながら、厚生年金保険料のみ救済制度が作られ、健康保険料は放置されてきている。地域住民は、同月得喪により、1月のうちに2か月分、3か月分、もしくはそれ以上の健康保険料を負担しなければならない。健康保険料を労使折半により負担している事業主にとっても、同様である。

また、国保の窓口業務において、加入者に健康保険料の二重払いを理解してもらうことは、非常に困難である。

## 【支障の解決策】

そこで、健康保険法を改正することにより、社会保険料の月割算定における同月得喪の仕組みを見直し、健康保険料の二重払いを解消できると考える。

## 【自治体の事務における支障】

既に該当月分の健康保険料を支払っていると主張し、被保険者が国保税を納めない場合、国保税の滞納整理事務が生じている。社会保険の健康保険料は給与から天引きされるが、国保税は納付書などにより自ら納める

## 重点11( 同月得喪)

普通徴収である(年金天引きを除く)ため、納付意思のない被保険者から徴収することは非常に難しいものとなっている。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の国保窓口において、6月1日から社保に加入、6月6日に脱退(5日退職)した者の国保の加入手続きを行った。このまま6月末まで国保に加入していた場合、国保の6月分の保険料がかかると説明したところ、「退職した会社からも、6月分の社会保険料がかかると説明された。5日分の給与からは1月分の社会保険料が引き切れないため、給与が手元に残らないうえ、残りの社会保険料を別途請求されている。さらに国保の保険料を支払うのは納得できない。制度の見直しを求める。」と要望を受けた。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地域住民が1月分の健康保険料を二重、三重に支払うという不合理が解消され、加入者の経済的な負担が軽減される。
- ・同月得喪の保険料が発生しなくなれば、月末に加入していた保険に対して保険料を支払うという原則に例外がなくなるため、窓口業務において加入者の理解が得られやすい。
- ・法改正を行うことによって、厚生年金保険料の二重払いも発生することがなくなるため、年金事務所が実施している事業主への還付事務の削減にもつながる。また、事業主が還付された社会保険料を元従業員に返還する必要もなくなる。
- ・二重払いへの反発を理由に国保税を納めないというケースが発生しなくなり、滞納整理事務の軽減につながる。

### 根拠法令等

健康保険法第156条第3項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市

○国保においては、同様に、加入者に健康保険料(税)の二重払いを理解してもらうことが非常に困難であるため、二重払いの解消を要望する。

○当市でも、本提案内容に関する被保険者からの苦情は発生しており、社会保険側に説明を聞くよう説明しているが、そのことにより、本来納税義務のある国保税の支払いを拒否するケースもあり、納得を得ることが難しい状況も発生している。本提案については、住民から制度の見直しを求める声も多く、国保税の公平な負担の確保に寄与するため。

○提案団体と同様、窓口においてトラブルになるケースが発生しており、制度の例外的な措置となることから、被保険者の理解が得られにくい。月末に国民健康保険に所属している場合、先に社会保険料が徴収され、国民健康保険料(税)の請求が後日となるため、国民健康保険側でのトラブルとなってしまう。保険料(税)の歳入減だけでなく、国保担当、徴収担当の負担は多大となっている。

### 各府省からの第1次回答

健康保険法(大正11年法律第70号)では第156条第1項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。)は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。

健康保険は、(厚生年金と異なり、)多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。

## 重点11( 同月得喪)

ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性(加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性)が生じます。

さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではないと考えています。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の実現により、「同月得喪となった被保険者が、加入期間中に医療機関を受診した場合、保険者は保険料を徴収できないにもかかわらず、保険給付を行うこととなる」という可能性が生じることに対する関係府省の懸念については、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、実際にその状況で運用しており、それにより問題が生じているとは考えていない。公的医療保険では、その保険料(税)を月割で徴収しているが、ある月に医療給付を行いながらも、月末前に資格を喪失した場合は、その月の保険料(税)は徴収することができない。同月得喪もそれと何ら変わらないからである。

また、「健康保険は、多数の保険者が各々で運用」しており、「それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収している」とあるが、同月得喪により、同月内に全く同一の健康保険に2回加入した場合でも、その同一の健康保険に対して2か月分の保険料を支払わなければならない。これは明らかに過剰な徴収であると言える。

結論として、現行制度は被保険者にとっては「保険料の二重払い」と感じるものであり、制度への反発から普通徴収である国民健康保険料の納付を拒否する事例が発生しているのは、支障事例として示したとおりである。また、同月得喪を廃止したとしても、保険者にとって「給付と負担のバランス」を崩すほどの影響は生じないため、国民健康保険の保険者である当市の立場としては、健全な制度運営及び住民の過重負担防止のためにも、早期の改正を求める。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【羽曳野市】

回答のとおり、健康保険は多数の保険者が各々で運用し、同月内に複数の医療保険の資格を有するとそれぞれ保険給付リスクが発生することは承知しているが、前月から継続して被保険者であった者が資格喪失した場合その月分は算定しないのであれば、その月を見ると保険給付を行うリスクが発生することになりは変わりはありません。

また、国民健康保険の場合も各々の保険者が運用しているが、国民健康保険の場合は資格を取得した月に他保険を取得した場合、保険料を徴収できない仕組みであり整合性が取れていない。

回答に記載の「公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることから、適切ではない」とについて、将来的に公的医療保険の一元化という話もある中で、民間の保険ではなく公的医療保険という性質から職業を同月に複数変わることをもって被保険者自身に負担を強いることは適切ではないため公的医療保険という視点から検討すべきと考えます。

#### 【大野城市】

国民健康保険では同月得喪の際に、保険料(税)は賦課されず、回答にある「保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う」状況が生じている。

さらに、「加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性」ともあるが、同様に国民健康保険ではこういった状況が発生している。国民健康保険と社会保険におけるこの取扱いの不公平をどのように解消し、双方の被保険者にご理解いただくのかお示しいただきたい。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

前月に健康保険の資格を有していた場合には、退職する月の保険料は負担無しで保険給付を受けることが可

## 重点11( 同月得喪)

能であり、現行制度で既に、「給付のリスクがあるのに負担は免除される」状況は生じている。  
仮に被保険者の同月内の転職先が同一の保険者の場合であっても、二重に保険料が徴収される制度となっている。  
また、現行制度は国民と事業主に過重に負担をさせる制度となっており、自治体にとっては苦情対応や滞納整理事務が発生している。  
厚生年金においては、平成27年10月の被用者年金一元化により、同月得喪時に国民に過重に厚生年金保険料を負担させないよう制度を見直している。  
同じ公的負担である健康保険においても、同月得喪時に過重に健康保険料を徴収している現行制度を見直すべきではないか。  
日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することなど、支障解決に資する方策を第2次ヒアリングで示すべきではないか。  
なお、日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することで、どのような実務面やコスト面(システム改修が必要であれば、その内容・時期等)の問題が想定されるかを示されたい。

### 各府省からの第2次回答

被用者保険においては、被保険者が同月得喪となる場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。  
該当者から保険料を徴収しないこととした場合、当該組合の保険収支に影響が生じ、小規模な健保組合等では保険料率に影響が生じるおそれがあり、実態を踏まえた検証が必要であると考えております。  
加えて、事務処理方法の変更やシステム改修にかかるコストが増大するおそれもあり、これらの保険者・事業主等への影響、システム改修の規模、保険者の意向、同月得喪の対象となる方の実態等を調査し、保険者・事業主等の実務への影響等を勘案しつつ検討して参ります。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	131	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止

## 提案団体

佐賀県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードを活用し、全国で、医療費助成の現物給付化を可能にする仕組みの構築に向けて、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に係る国保ペナルティを廃止すること。

## 具体的な支障事例

こどもの医療費助成については、令和6年度から国保の減額調整の対象外されたが、ひとり親や重度心身障害者助成は従来どおり減額調整の対象となっている。

当県では、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は、減額調整の対象外となる償還払い方式を取っており、利用者の一時的な窓口負担や償還手続など負担が重い。このため、事務負担の軽減及び住民サービスの向上を目指し、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化を検討したいが、当該方式は減額調整の対象となるため、現物給付化への阻害要因となっている。

また、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)及びフォローアップにおいて、こども医療費助成事業の対応状況を踏まえ、その他の地方単独事業についても徐々に現物給付方式を進めようとしているところ、当該方式を行うことで減額調整の対象となることには制度の不合理性が残る。

なお、国(厚生労働省)においては、医療費助成オンライン資格確認システム改修等への補助をはじめ、マイナンバーカードを使った利便性向上を図るための取組を推進しているものの、償還払い方式の医療費助成を行っている自治体にとってはシステム改修等を行うメリットが乏しいことなどから、取組が進んでいない状況。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県議会における、ひとり親や重度心身障害者に対する現物給付化の要望や、こども医療費を県境に関係なく現物給付で受けられる環境の整備を求める要望

市長会において、ひとり親や重度心身障害者に対する現物給付化に向けた、国保ペナルティに対する県の財政的支援を求める要望

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ひとり親及び重度心身障害者の医療費助成について、地方自治体の現物給付化が可能となり、住民の一時的な窓口負担や行政への償還手続を行う負担がなくなる。

マイナンバーカードを使って、全国で、医療費助成の資格確認や現物給付化が可能となり、いつでも、どこでも安心して医療サービスを受けられる仕組みの構築が促進される。

## 根拠法令等

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、羽曳野市、兵庫県、大野城市、熊本市、沖縄県

○医療費助成に係る現物給付化の推進と、それに伴う国保の減額調整は、国保財政を圧迫する非常に大きな問題である。地方自治体にペナルティを与えるために、別の制度である国民健康保険において、国が支払うべき負担金を減額するという仕組みは、速やかに廃止するべきである。

○当市の地方単独事業は、現物給付のため、国庫負担金が減額されている。

○当県では、子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は全て現物給付としている。子ども医療費助成と同様に、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療に対しても国庫負担減額調整措置を撤廃すること。

○当県では、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は、減額調整の対象外となる償還払い方式を取っており、利用者の一時的な窓口負担や償還手続など負担が重い。また、妊産婦に対する医療費助成は、妊産婦の負担軽減のため現物給付としており、減額調整の対象となっている。利用者の負担軽減、全国統一しての制度構築に向け、医療費助成の現物給付化に係る国保ペナルティの廃止を検討していただきたい。

○医療費助成の現物給付化は、子育て世帯や障がい者に対する経済的負担の軽減になるとともに、本提案にある調整交付金の減額ペナルティの廃止は、当市の財政健全化と住民サービスの向上に寄与するため。

○当市では、重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施しているが、国庫負担金の減額措置によって約15億円の国費が減額され、その減額分は市費（一般財源）にて補填しているため当市の財政負担は大きい。このことから、毎年度、国民健康保険の国庫負担金を減額措置の廃止について当市独自に要望している。

## 【内訳(令和5年度)】

重度障害者医療費助成:1,331,408千円

小児医療費助成:65,634千円

ひとり親家庭等医療費助成:90,027千円

○国保の方のみ一時的な負担や償還払いの申請が必要であるため、利便性に差が生まれている。国保についても現物給付が可能となれば、市民の負担や償還手続を行う負担がなくなる。日頃、受給者からも手続きの簡素化を求める声が聞かれる。

○当団体では最重点要望において要望している。令和6年度より18歳未満の子ども医療費助成については国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、直ちに全面廃止するべきだと考えている。

## 各府省からの第1次回答

国民健康保険の減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により、患者の窓口負担が軽減される場合に、その結果、増加する医療費分は、他の自治体との公平の観点から、当該自治体が負担すべきとの考えの下、増加した医療費分に相当する国費を減額調整する仕組みである。

ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成に係る減額調整措置を廃止すべきとのご指摘については、

- ・自治体による独自の医療費助成は、例えば対象となる疾病等の範囲や所得制限、一部自己負担の有無など、自治体ごとに内容に差があること、
- ・加えて、減額調整措置の廃止が国民健康保険の財政に与える影響等を十分考慮する必要がある、慎重な検討を要するため、現時点での廃止は困難と考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の規制改革実施計画では、地方自治体の医療費助成事業について、患者が窓口負担なく受診できるよう現物給付化を推進すると明記された。マイナンバーカードを活用した利便性向上の取組は、国民、自治体、医療機関の負担軽減につながる重要な改革と認識。

減額調整措置の存置は、財政力の弱い自治体にとっては現物給付化の障壁であり、結果として住民サービスに

地域間格差が生じる原因となっている。

ひとり親家庭や重度心身障害者は、世帯収入の低さや医療費の重さなどから、医療費の負担は相対的に重く、現物給付化の制度導入に関する地域間格差は、生活の質や健康の格差にも直結するもの。現物給付化を推進できれば、利用者の負担軽減を図り、早期受診の促進による重症化の防止にも資するもの。

こどもの医療費助成は、自治体間の助成内容の差や財政への影響が懸念される中で、令和6年度から減額調整措置が廃止された一方で、最も負担軽減を必要とするひとり親家庭及び重度心身障害者について調整措置が存置されている合理的な理由をお示し頂きたい。

ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成についても、自治体の財政力に左右されず、現物給付化により平等に負担軽減され早期に適切な医療につながるよう、減額調整措置を廃止する必要がある。

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)で実施することとされている現物給付の取組を進め、住民サービスの向上及び自治体事務の効率化に資するよう、速やかに減額調整措置を廃止すべき。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【大阪府】

令和7年6月11日に提出されたれいわ新選組大石あきこ議員の質問主意書に対する令和7年6月20日政府答弁において『「全国の自治体で行われている障害者医療費助成の実施状況」について把握に努めてきたところ、全ての都道府県において御指摘の「身体一級・二級」を対象とする「障害者医療費助成」が行われていることについては、確認しているところである。』とあり、自治体による独自の医療費助成は自治体ごとに内容に差があるとは一概に言えず、身体一級・二級を対象としている事実からしても、ナショナルミニマムとしての制度として検討する基準となりえる。

また、令和7年3月17日参議院予算委員会における公明党河野議員の質問に対する厚生労働大臣の答弁で、「先ほど子供の医療費との見合いの話もありました。まず、いろいろ先ほど政府の考えは申し上げたところですが、委員の御提案も踏まえて、そのどういった対応が可能か、検討してまいりたい」とあり、地方単独医療費助成制度の状況把握と国会で検討を約していること等を踏まえ、検討に取り組んでいただきたい。

##### 【羽曳野市】

自治体が行う医療費助成は、自治体ごとの助成の差異から医療費の増加が異なるため公平性の観点から補助金を減額調整することは一定理解するが、当該助成対象は経済的に苦しいひとり親家庭、重度心身障害者であり、住む自治体によって差異があることが問題と考える。あわせて、このような経済的に苦しい方への対策は、本来自治体ではなく国において行うべきものであり、自治体の医療費助成に係る経費負担に合わせ、国庫補助金の減額分まで自治体や保険料という形で国民健康保険の被保険者が負担することは2重負担ともとれるため、減額調整は早急に廃止されるべきと考える。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

住民及び地方公共団体の負担軽減のため、地方公共団体がひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に踏み切れるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の減額調整措置は存置し、こどもの医療費助成のみ減額調整措置が廃止された理由如何。

円滑な受診や負担軽減が最も求められるひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成は減額調整措置が存置され、現物給付に切り替えられない事態は、住民サービスの向上及び公平性の観点からも大きな問題である。

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、国の公費負担医療制度と自治体の医療費等助成事業については、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、現物給付の取組を段階的に進めることとされているが、当該調整措置がボトルネックとなっている。

このため、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成について、現物給付の取組を進めることにより、住民サービスの向上及び自治体事務の効率化に資するよう、速やかに減額調整措置を廃止すべきではないか。

各府省からの第2次回答

こどもの医療費助成については、おおむね全ての地方自治体において実施されていたことを踏まえ、減額調整措置を廃止したところですが、

ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成に係る減額調整措置を廃止すべきとのご指摘については、

・自治体による独自の医療費助成は、例えば対象となる疾病等の範囲や所得制限、一部自己負担の有無など、自治体ごとに内容に差があるという自治体間の公平性の観点

・加えて、減額調整措置の廃止が国民健康保険の財政に与える影響

等を十分考慮する必要があるとあり、慎重な検討を要するため、現時点での廃止は困難と考えております。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	402	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の支払事務及び請求事務の見直し

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金について、都道府県から国保連に対する直接支払、市町村から都道府県への直接支払部分の請求事務を省略できることとする。

## 具体的な支障事例

- ・平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。
- ・令和3年の時点で、47都道府県中18県のみ当該制度を利用している。
- ・交付金の請求は、国保連直接払分に加え被保険者への支払分を合計した金額を市町村から都道府県へ請求する事務が基本となっている。
- ・国保連直接払において、都道府県から受けた交付金を市町村はそのまま国保連へ支払っており、都道府県から国保連へ支払った方が合理的である。
- ・また、国保連直接払分について、市町村は毎月多額の支払いを行っている。全額都道府県から補填されるとはいえ、一時的には立替え払いのような状態になり、比較的規模の小さい特別会計にとっては、資金繰りが負担になっている。
- ・なお、国保連直接払分を都道府県から国保連に支払うこととしても、市町村から都道府県への請求事務は一部残ったまま(出産一時金分)となる。
- ・については、全都道府県において、国保連への直接払分については市町村を経由することなく交付金を支払う制度として頂きたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国保連直接払分を市町村から都道府県が直接払いする事務を行った場合、及び現金給付分の事務が簡素化された場合、市町村会計事務の効率化及び適切化が図られる。

## 根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

## 各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」(平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定での対応が可能であることは当市としても理解しているところである。

しかしながら、現行規定では、都道府県が国保連に普通交付金の直接支払を実施している団体は、47都道府県中18都道府県に留まっている(令和3年度時点)。実施に至らない理由としては、直接支払を実施するには都道府県と市町村で協議が必要であるが、市町村が希望しても都道府県との協議が整わないためと考える。都道府県との協議が整わない場合、市町村の支払、収納等の会計事務の負担軽減を図ることができない。

したがって、直接支払未実施の市町村の負担軽減を図る観点から、全ての都道府県において、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払う仕組みとしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

厚生労働省の全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和7年3月13日開催)及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(令和7年2月27日開催)においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として直接支払いが取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

人口減少社会において、特に小規模市町村の負担を軽減していくことは急務であり、各自治体の判断に任せていくには事務の効率化が進んでいかないことから、特にデメリットがない本件については、国が主導で進めていくべきではないか。

都道府県にとっても支払い先を国保連に集約するメリットがある。都道府県の意見も聞きつつ、理解を得るように取り組むべきではないか。

9月の第2次ヒアリングにおいて、具体的措置を示されたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたく、都道府県と市町村で協議を行っていただきたいと考えます。

一方で、市町村等における事務負担の軽減を図るため、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことについて、その導入に対する課題・意見を都道府県から聞き取ることにより、導入が進む方法について、検討することとします。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	404	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し

## 提案団体

市原市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。

## 具体的な支障事例

平成30年度に保険者を都道府県とされて以降、市町村は国保連に交付金の収納事務を委託し、国保連は市町村を経由することなく、都道府県に診療報酬支払分の総額を通知することとなり、都道府県から国保連に交付金(現物支給分)の請求額を支払うことができる制度となっている。

ただし、交付金の請求については、市町村から都道府県へ請求する仕組みとなっているほか、療養費の現金給付分については市町村が交付金を収納する必要がある。

上記理由により都道府県における導入が進んでおらず、令和3年の時点で当該制度を利用しているのは47都道府県中18県のみとなっており、市町村に事務負担が残っているところ。

(参考)

交付金請求書等作成事務・・・月2時間×1人

保険給付費支払い事務・・・月1時間×1人

については、

1. 全都道府県において、市町村を経由することなく国保連に直接交付金を支払う制度として頂きたい。
2. 現金給付分の事務についても簡素で効率的な制度として頂きたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付金請求事務及び国保連への保険給付費支払い事務の省略により、市町村における毎月の所要額調書や交付申請書、出納関係書類等の作成といった関係事務がなくなり、職員の事務負担軽減が見込めるとともに、当該事務に要していた時間を他の事務に当てることが可能となり、時間外手当等の支出削減等につながる。

## 根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市

○当県では当該制度を利用していないが、本提案の実現により、県が当該制度の利用を開始することで、市がこれまで行ってきた交付金請求事務が軽減され、業務効率化に寄与されるため。

## 各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」(平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県において、普通交付金の収納委託や請求事務の省略を実施している割合は低く、制度が普及していない状況であり、その理由として以下の2点が考えられる。

## ①都道府県及び国保連の事務負担の増加が想定されること

普通交付金の収納委託や市町村から都道府県への請求事務の省略を実施した場合、都道府県や国保連での事務負担の増加が想定され、政令や要綱では「できる」や「可能」と規定されていても、積極的に実施する都道府県が少ない。

## ②普通交付金の現金給付分に係る事務が簡素化していないこと

普通交付金に係る保険給付費のうち、国保連を経由している現物給付分については収納委託が可能であるが、それ以外分(市町村における現金給付分)については市町村による請求及び収納事務が必要となることから、収納委託による市町村の負担軽減は国保連への支払い事務がなくなることのみとなり、効果が小さい。これについては、普通交付金の現金給付分に係る事務を簡素化することにより、収納委託しやすい状況になると考える。

上記の状況を踏まえ、全ての都道府県で実施される制度になるよう検討されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

厚生労働省の全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和7年3月13日開催)及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(令和7年2月27日開催)においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として直接支払いが取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

人口減少社会において、特に小規模市町村の負担を軽減していくことは急務であり、各自治体の判断に任せているのは事務の効率化が進んでいかないことから、特にデメリットがない本件については、国が主導で進めていくべきではないか。

都道府県にとっても支払い先を国保連に集約するメリットがある。都道府県の意見も聞きつつ、理解を得よう

に取り組むべきではないか。  
9月の第2次ヒアリングにおいて、具体的措置を示されたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたく、都道府県と市町村で協議を行っていただきたいと考えます。  
一方で、市町村等における事務負担の軽減を図るため、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことについて、その導入に対する課題・意見を都道府県から聞き取ることにより、導入が進む方法について、検討することとします。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	407	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

都道府県から国保連合会に対する交付金(現物給付に係る給付費)の直接支払の推進

## 提案団体

高知市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

市町村を介さずに、都道府県から直接国保連合会に対して普通交付金を支払うことを推進するために、普通交付金の収納に関する事務を市町村が国保連合会に委託することについて全都道府県が推進することを求めるもの。

## 具体的な支障事例

市町村は国保連合会に普通交付金の収納事務を委託することで、国保連合会から直接都道府県に対し診療報酬支払総額の通知が行われるとともに、都道府県から直接国保連合会に対して診療報酬の支払総額を交付金として支払うことができる制度となっているにもかかわらず、実施に至っていない自治体が存在する。当該交付金については、市町村を経由して国保連合会に支払う場合、市町村において収入・支出に係る会計事務等の事務負担が毎月発生し、煩雑である。また、国保連合会への支払期限までに市町村への入金とならなかった場合、キャッシュフローに悪影響が生じる。ついては、全都道府県において、市町村を経由することなく国保連合会に対し交付金を支払うことを推進していただきたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村における毎月の所要額調書等の関係事務が不要となり、事務の効率化が図られる。また、キャッシュフローの悪化を防ぐことができる。

## 根拠法令等

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条1項、2項及び8項、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン(令和2年5月8日)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

## 各府省からの第1次回答

市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。

また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」(平成29年12月26日付け保国発1226第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正したところ。

現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度時点で、普通交付金について国保連への直接支払を実施している都道府県は18に留まっており、現行制度では直接支払方式の導入が進んでいない。全国一律に直接支払方式を制度化した場合、都道府県においては要綱等を作成する必要がないことから効率的であるとともに、県内市町村で直接支払方式と市町村経由方式が混在することによる支払事務の煩雑化を防ぐことも可能であると考え。また、市町村においては、市町村を経由した支払方式で生じる国保連への多額な診療報酬の一時的な立て替え払いによる資金不足の懸念が解消される。

したがって、自治体の負担軽減を図る観点から、各自治体の判断に任せるのではなく、全ての都道府県において国保連への直接支払が標準となる制度としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

厚生労働省の全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和7年3月13日開催)及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(令和7年2月27日開催)においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として直接支払いが取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

人口減少社会において、特に小規模市町村の負担を軽減していくことは急務であり、各自治体の判断に任せているのは事務の効率化が進んでいかないことから、特にデメリットがない本件については、国が主導で進めていくべきではないか。

都道府県にとっても支払い先を国保連に集約するメリットがある。都道府県の意見も聞きつつ、理解を得るように取り組むべきではないか。

9月の第2次ヒアリングにおいて、具体的措置を示されたい。

## 各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたく、都道府県と市町村で協議を行っていただきたいと考えます。

一方で、市町村等における事務負担の軽減を図るため、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことについて、その導入に対する課題・意見を都道府県から聞き取るにより、導入が進む方法について、検討することとします。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	403	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国民健康保険高額療養費の支給申請及び審査事務を簡素化する場合において、現行は市町村が国民健康保険法施行規則第27条の17に基づき別段の定めをする必要があるが、別段の定めを必要としない制度に改正して欲しい。

高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、標準システムに標準装備していることとスキームの広報をし、簡素化がより普及されるようにして欲しい。

## 具体的な支障事例

- ・国民健康保険に係る高額療養費の支給については、該当月ごとに高額療養費の支給申請書の提出及び審査事務が必要になっているが、平成29年3月31日(70歳以上の手続簡素化)及び令和3年3月17日(全世代の手続簡素化)に国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたため、市町村の判断で別段の定めをすることで手続の簡素化が可能になった。
- ・しかしながら、現状は全国的な展開にはつながっていない。これは、システム改修及び別段の定めを行うことの負担によるものと考えられる。
- ・こうした現状を踏まえて、政令等において簡素化を可能とし、別段の定めが不要となるよう提案するもの。
- ・簡素化の事務処理にあたり、スキームの構築が難しい面がある。システムで管理するのが容易だが、独自で準備することとなり、費用の検討から始まることとなる。標準システムには標準装備していただいたようだが、標準システムに装備した旨の広報もしていただき、簡素化がより推進されるよう提案するもの。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 被保険者の利便性向上
  - ・2回目以降の申請行為が不要となる。市役所に行かずに済む。
  - ・領収書の提出が不要となる。領収書を紛失した場合は、医療機関に支払証明をもらいに行く必要があり、高齢者や健康でない人にとっては負担が大きかったがその解消が見込める。
- ② 行政の効率化
  - ・全国の市町村において、窓口申請数の減小が見込める。
  - ・事務の効率化が加速することが見込まれ、時間外勤務等の縮小が見込める。
  - ・簡素化に該当した場合は、決定通知だけ送付するので、郵送事務(費)の縮小が見込める。

・県内標準様式が必要なくなる。

③ 県単位での国保統一化への貢献

・簡素化を実施する市町村が増えることで、制度の統一化が進み、全国一律で被保険者が同じサービスを受  
ける状態に近づく。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第 27 条の 16、第 27 条の 17

70 歳から 74 歳までの簡素化：平成 29 年 3 月 31 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平  
成 29 年厚生労働省令第 52 号)

全世代の簡素化：令和 3 年 3 月 17 日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働  
省令第 49 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北上市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、大野城市、佐世保市、大村市、雲仙市

○簡素化により、住民サービスの向上と業務効率化が大きく進んだことから、他市における導入を推進するた  
め。

○高額療養費に係る事務手続の簡素化については、要綱に基づく個別対応から、政令による統一対応に変更  
することで事務処理の負担軽減につながると考える。

○二地域を拠点とする活動支援に関して令和 7 年 1 月 24 日の石破総理による施政方針演説で取り上げられて  
おり、政府において今後推進が図られることが見込まれる。当市においても農業インターン等の活動で二地域を  
拠点とする活動の推進を図っているところであるが、他市区町村の被保険者であるインターン生が高額医療の  
対象となった際には保険者へ月毎の申請が必要であり、インターン生の負担が大きく今後支障となることが予想  
される。高額療養費申請の簡素化が全国的に一般的となることで、離れた場所で医療を受けた場合でも還付の  
ための申請書提出が不要になり、被保険者及び保険者・当市の事務的負担が軽減されることが見込まれ二地  
域居住の益々の推進が図られるものと思料している。なお、この提案は管理番号 405(ふるさと住民登録制度等  
の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等)の提案にも関連する  
が、高額療養費支給簡素化推進の観点から 403 の追加共同提案とする。

各府省からの第 1 次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断  
によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。

なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討する。

(参考)手続きの簡素化によるデメリット(平成 28 年 12 月 20 日付け保国発 1220 第 1 号厚生労働省保険局国  
民健康保険課長通知より抜粋。)

①滞納者との接触の機会が失われること

③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費  
を支給してしまう可能性があること

④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処  
理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発  
生すること

⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあ  
るが、その機会を失うこと

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)ご提示いただいた各デメリットへの意見は以下のとおりであり、再度ご検討いただきたい。

①高額療養費の簡素化申請をしている被保険者が滞納した場合は、簡素化での対応を停止して、従来の高額  
療養費支給申請の方式に戻すことができることを省令に明記することで接触機会を簡素化後も確保することが  
可能なのではないか。

また、高額療養費支給申請手続きのため来庁した機会以外でも、滞納者との接触機会や手段は確保できると考

える。

③一部負担金等を支払っていない場合は、各機関等と協力し、対応を実施している。また、支払わない方は大概国保税も滞納しているため、滞納者で高額療養費の支給対象となった場合、一部負担金等を支払っていない可能性を考慮したうえで支給事務を行うことができる。

④③と同じである。簡素化する・しないに関わらずタイミングによっては同様の事案が発生する。

⑤レセプトから抽出した高額療養費支給申請書の記載項目をあらかじめ申請書に出力しており、レセプトの記載誤りを発見できる可能性は著しく低い。現状、簡素化しても病院等の履歴や点数等を確認していないわけではなく、判定用の資料を出力して確認していることから簡素化の支障とはならないと考える。

(2)令和7年度までに、自治体が導入を目指している標準準拠システムには、高額療養費の簡素化に対応した機能が搭載されているため、標準準拠システムの方針とは矛盾していると考えが見解如何。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

デメリット①については、「短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設(管理番号 R6-215)」として昨年提案があり、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)において、「市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

滞納対策については、厚生労働省において別途しっかりと検討されるべきものではないか。

厚生労働省の全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和7年3月13日開催)及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(令和7年2月27日開催)においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として高額療養費の手続の簡素化が取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

原則、令和7年度までに、自治体が導入を目指している標準準拠システムには、高額療養費の手続の簡素化に対応した機能が搭載されており、国としても今後手続を簡素化することを標準とする方向と認識。自治体の判断に任せる現行制度は、標準準拠システムの方針とは矛盾しているのではないか。

手続の簡素化を自治体の判断に任せていることにより、同一都道府県内であっても市町村ごとに取扱いが異なることがあるため、被保険者が他の市町村に住所異動した際に同じサービスを受けないおそれがあり、被保険者の利便性を損なうこととなることから、早急に全国一律で対応を行うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とし保険者の裁量の余地をなくすことは妥当でないと考えます。

なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討するとともに、各自治体が要綱を作成する際に参考とできる要綱例を令和8年度を目途に作成し自治体の負担を軽減することを検討します。

(参考)手続きの簡素化によるデメリット(平成28年12月20日付け保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。)

①滞納者との接触の機会が失われること

③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること

④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること

⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	408	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し

## 提案団体

高知市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化を行う場合、市町村において要綱等により別段の定めを行う必要があるが、制度として申請簡素化を可能とするために、省令等の改正を提案するもの。

## 具体的な支障事例

国民健康保険に係る高額療養費の支給(現金支給)については、該当月ごとに支給申請書の提出が必要であるが、国民健康保険法施行規則の一部改正が行われ、要綱等による別段の定めを行うことで支給申請手続の簡素化が可能となったところである。  
しかしながら、要綱制定等に要する事務負担は全国的な展開の阻害要因であると考えられるため、省令等において簡素化が可能となるよう提案するもの。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村における別段の定めが不要となることから、事務負担の軽減となるとともに、都道府県においても標準様式等の作成が不要となる。

## 根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16及び第27条の17  
70歳から74歳までの簡素化:平成29年3月31日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第52号)  
全世代の簡素化:令和3年3月17日施行国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

## 各府省からの第1次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。  
 (参考)手続きの簡素化によるデメリット(平成28年12月20日付け保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。)

- ①滞納者との接触の機会が失われること
- ③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指摘されているデメリットについての見解は、下記のとおりである。

- ①滞納者を手続きの簡素化の対象者から除外することで、滞納者との接触の機会は確保できるものとする。また、手続きの簡素化を利用中の方であっても、滞納が把握できた場合は、適用を一時的に中断し、その旨を通知することで、滞納世帯からの申請がないと接触ができない従来の方法よりも、接触の機会を増やすことが可能ではないかと考える。
- ③手続きの簡素化の対象者の条件として、「医療機関への医療費一部負担金の未払いがないこと」を国民健康保険法施行規則に規定するとともに、手続きの簡素化を利用中の方であっても、医療機関への医療費一部負担金の未払いが確認できた場合は適用を一時的に中断する旨の注意喚起等を行うことで、リスクの軽減になるのではないかと考える。
- ④従来の方法でも発生する可能性はあるため、手続きの簡素化だけのデメリットとは言い難いのではないかと考える。
- ⑤レセプトの二次点検を実施するなど、複数の視点から内容の審査を行うことで記載誤りの防止が可能であると考える。

保険者の判断に任せる現行制度は、同一都道府県であっても市町村ごとに取扱いが異なることがあるため、被保険者が他の市町村に住基異動した際に同じサービスを受けないおそれがあり、被保険者の利便性を損なうこととなるため、要綱等の制定を不要とした全国一律の制度としていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

デメリット①については、「短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設(管理番号R6-215)」として昨年提案があり、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)において、「市区町村及び国民健康保険組合の運用状況を確認した上で、滞納者との接触の機会を確保する方策等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

滞納対策については、厚生労働省において別途しっかりと検討されるべきものではないか。

厚生労働省の全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(令和7年3月13日開催)及び総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(令和7年2月27日開催)においても、事務執行上の課題解決に向けた標準化・広域化の取組として高額療養費の手続きの簡素化が取り上げられており、実施することで事務の効率化が期待される。

原則、令和7年度までに、自治体が導入を目指している標準準拠システムには、高額療養費の手続の簡素化に対応した機能が搭載されており、国としても今後手続を簡素化することを標準とする方向と認識。自治体の判断に任せる現行制度は、標準準拠システムの方針とは矛盾しているのではないか。

手続の簡素化を自治体の判断に任せていることにより、同一都道府県内であっても市町村ごとに取扱いが異なることがあるため、被保険者が他の市町村に住所異動した際に同じサービスを受けないおそれがあり、被保険者の利便性を損なうこととなることから、早急に全国一律で対応を行うべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とし保険者の裁量の余地をなくすことは妥当でないと考えます。

なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討するとともに、各自治体が要綱を作成する際に参考とできる要綱例を令和8年度を目途に作成し自治体の負担を軽減することを検討します。

(参考)手続きの簡素化によるデメリット(平成28年12月20日付け保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。)

- ①滞納者との接触の機会が失われること
- ③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

## 【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県/内閣官房、内閣府、総務省)

## 提案団体

埼玉県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

## 【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

## 【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

## 【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のみが強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和6年6月28日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和6年11月6日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第1次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和6年6月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討すべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに行わせるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例(最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁)では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第1次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第1次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

## 【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説(全訂新版(増補第2版))」(全国会計職員協会)によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してよろしいか。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成25年3月26日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成25年7月19日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有が図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号	272	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

障害者支援施設における設備基準等の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

## 具体的な支障事例

本県の中山間地域では、障害者支援施設が無い地域があるため、両親の高齢化等により家庭での支援が限界を迎えたことにより、障害者支援施設への入所を希望されたとしても、近くの施設に入所できないケースが生じている。

一方で、過疎化の進展により、将来的に地域の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、このスペースに障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応することができ、行政サービスの維持・向上が図られると期待される。

しかしながら、省令により、障害者1人あたり9.9㎡以上の床面積が必要ということや、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤であること、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要するといった基準が定められており、当該基準が障壁となって障害者支援施設の併設が進まず、中山間地域における既存施設の有効活用に課題が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の県島嶼会要望で施設の有効活用に関する要望があった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

省令の基準を参酌基準化することにより、地域の実情に応じた行政サービスの維持・向上、既存施設の有効活用が期待される。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項、第84条第1項、第2項  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4号、第9条第1項第1号、第10条第2項第2号ハ、第1条第1項第22号ホ  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号、第2号、第4条第1項第1号ホ、第6条第2項第2号ハ

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、兵庫県、沖縄県

○障害者支援施設（入所施設）の基準が緩和されることで、入所検討先としての選択肢が広がり、当該障がい者等に対するサービス向上につながると思われる。

## 各府省からの第1次回答

ご指摘の障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に利用者1人あたりの面積及びサービス管理責任者の配置については「従うべき」基準、入所定員の基準については「標準とすべき」基準としている。

このため、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてサービス提供体制の維持・確保を図ることは重要であり、中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方について、実態や関係者の意見等を踏まえながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、過疎化の進展により、将来的に空床が増加する見込みの地域の特別養護老人ホームを活用して障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応し、サービス空白地域の解消を目指すものであるとともに、地域の実情に応じて行政サービスを維持・向上しようとするもので、その際に支障となる制度上の障壁を解消するため、前向きに検討を進めていただきたい。また、「実態や関係者の意見等を踏まえながら」検討するとしているが、具体的な検討プロセス及びスケジュール等をお示しいただきたい。

（1人あたりの床面積）

・ 既存の特別養護老人ホームでサービスの質は一定程度担保されると考えられる。

（サービス管理責任者の配置）

・ 新たに併設する障害者支援施設の入所者が少ない場合は、他施設との兼務でもサービスの質は担保されると考えられる。

・ 特に中山間地域においては、資格者の確保に苦慮している。

（入所定員）

・ 現在、障害を持った方が、地域に障害者支援施設が無いことでやむを得ず地域外の施設での生活を余儀なくされていることや、特に中山間地域では地域で基準を満たす入所者の確保が難しいことを踏まえ、障害者が家族や住み慣れた地域の方とともに生活するため柔軟に対応すべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

将来的に特別養護老人ホームの空床が増加することを見据え、既存の特別養護老人ホームの施設を活用し障害者支援施設を併設することは、持続可能な福祉サービスの提供に資する施策である。地方公共団体が地域の実情に応じてこれらの施策を実施できるよう、条例の内容を直接的に拘束する「従うべき基準」は真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、当該基準の参酌基準化を強く求める。

## 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要する必要があるの

か。中山間地域等でもサービス提供体制の維持・確保をするため、サービスの質の確保や安全管理の担保をしたうえで、小規模な事業所が個々の実情に応じて柔軟に運営できるよう、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設の定員は「参酌すべき基準」とすべきではないか。

1人当たりの床面積やサービス管理者の配置についても、現行の基準が、安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう「従うべき基準」とされたとのことだが、中山間地域等ではこうした基準によってサービスの提供すら困難になっている地域があることを踏まえると、地域の実情に応じた判断ができるよう、「参酌すべき基準」とすべきではないか。

障害福祉分野については、介護、保育同様に、厚生労働省老健局の有識者会議「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、サービス提供体制や支援体制に関する検討の方向性がとりまとめられたところだが、今後、社会保障審議会障害者部会等で、本提案団体のように支障が発生している自治体も含め、どのような形で自治体の声を把握するか具体的な方法やスケジュール等をお示しいただきたい。

【参考】2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ(令和7年7月25日)(抜粋)

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

(6)人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところ。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる。

#### 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方については、今後、社会保障審議会障害者部会等での議論において、構成員である全国知事会や全国市長会も含め、関係者からのご意見もいただきながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁・厚生労働省 第2次回答

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

## 【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市/内閣府)

## 提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

## 具体的な支障事例

## 【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

## 【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

## 【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費(約2億円)の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

#### 各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

#### 【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害をもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいります。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないとの回答だが、そうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。

さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。

当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧妙に準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。

市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。

令和3年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。

以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切に願います。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【花巻市】

「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給(国保連からの請求)時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所(事業者)が指定取り消し等により廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難(その時点で事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない)となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めるのではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

##### 【高岡市】

本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の

徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。第1次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考え。このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。

#### 【高槻市】

現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。

#### 【茨木市】

障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担するべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当するとのことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金(障害者自立支援給付費国庫負担金)は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項又は第2項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。

また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考え。一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取扱われることが適切と考え。

加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。

これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

##### 【宮城県】

- 被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにもかかわらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。

- 阪神・淡路大震災では、5回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。

- 今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。

##### 【熊本市】

本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。

東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、借受人が生活困窮や

資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にでこそあれ、市町村に財政負担が生じるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

本提案は令和6年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。

##### 【全国市長会】

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないように制度を見直されたい。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例(最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁)では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考えられるため、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

##### 【提案と類似の支障を有する制度等】

###### <市町村負担の見直しについて>

第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難とのことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性について議論しているものではないため、御

指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除されない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わなければならないのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのではないか。

市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であり返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、また、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされていること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保のための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。

特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについても償還免除の対象に加える必要があるのではないか。

上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。

<東日本大震災の特例の一般の災害への適用拡大について>

東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例(以下「東日本特例」という。)について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例については、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能ではないか。

なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

## 各府省からの第2次回答

1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者を支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

### 【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、まずは返済に向けてご努力いただくことが原則であると考えます。

市町村において債権放棄を行うことは、借受人の返済を免除することと同じであることから、上記の観点から、

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定める免除事由以外の免除を認めることは困難であり、市町村が債権放棄した際に、国が当該債権に係る国への償還金の一部又は全部を負担することも困難である。

同法に基づき免除が行われた場合には、国及び都道府県に対する償還を免除することとしており、一定程度負担は行っているところである。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、1次回答で述べたとおり、未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)により様々な特別の措置がとられたものである。

債権管理業務にあっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。